

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月29日
【事業年度】	第68期（自平成27年7月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成24年 6 月	平成25年 6 月	平成26年 6 月	平成27年 6 月	平成28年 6 月
売上高 (百万円)	68,176	73,305	79,093	80,430	83,617
経常利益 (百万円)	1,203	3,820	5,336	5,082	6,104
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	219	1,739	3,243	8,286	4,354
包括利益 (百万円)	178	2,429	3,060	9,332	2,580
純資産額 (百万円)	28,695	30,743	32,408	42,983	45,008
総資産額 (百万円)	83,882	84,848	93,386	92,014	97,943
1株当たり純資産額 (円)	1,033.08	1,111.03	1,170.98	1,553.06	1,626.38
1株当たり当期純利益 (円)	7.94	62.85	117.20	299.46	157.37
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.1	36.2	34.7	46.7	45.9
自己資本利益率 (%)	0.77	5.86	10.27	22.00	9.90
株価収益率 (倍)	108.06	13.83	26.96	7.34	10.68
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,289	6,033	4,463	3,929	12,382
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,827	1,245	2,680	2,791	3,768
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,516	2,213	351	4,017	758
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,328	11,018	13,178	10,452	18,113
従業員数 (人)	2,656	2,734	2,766	2,739	2,749
(外、臨時雇用者数)	(353)	(338)	(380)	(413)	(467)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていない。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数は()内に外数で記載している。

なお、臨時雇用者数は第65期より期末臨時雇用者数から平均臨時雇用者数に変更して記載している。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成24年 6 月	平成25年 6 月	平成26年 6 月	平成27年 6 月	平成28年 6 月
売上高 (百万円)	46,296	47,804	55,944	55,423	54,899
経常利益 (百万円)	755	1,813	4,948	3,496	5,015
当期純利益 (百万円)	421	1,965	3,605	6,816	3,806
資本金 (百万円)	11,392	11,392	11,392	11,392	11,392
発行済株式総数 (千株)	28,149	28,149	28,149	28,149	28,149
純資産額 (百万円)	27,328	29,666	32,804	40,864	43,687
総資産額 (百万円)	68,809	70,361	73,742	74,983	81,575
1株当たり純資産額 (円)	987.62	1,072.12	1,185.57	1,476.88	1,578.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	15.00 (5.00)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	15.22	71.02	130.30	246.36	137.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.7	42.2	44.5	54.5	53.6
自己資本利益率 (%)	1.54	6.90	11.54	18.51	9.00
株価収益率 (倍)	56.37	12.24	24.25	8.92	12.22
配当性向 (%)	65.70	14.08	11.51	8.12	14.54
従業員数 (外、臨時雇用者数) (人)	1,345 (167)	1,386 (189)	1,469 (227)	1,457 (254)	1,481 (275)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていない。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数は()内に外数で記載している。

なお、臨時雇用者数は第65期より期末臨時雇用者数から平均臨時雇用者数に変更して記載している。

2【沿革】

- 昭和24年6月 石川県金沢市七宝町15番地（現 武蔵町17番8号）に、澁谷商店を改組して、澁谷工業株式会社を設立
- 昭和27年10月 石川県金沢市に大豆田工場（現 本社工場）を設置
- 昭和39年8月 澁谷工業販売(株)を吸収合併し、東京都杉並区に東京営業部および兵庫県西宮市に西宮営業部（現 関西営業部）を設置
- 昭和53年6月 本社を金沢市大豆田本町甲58番地に移転
- 昭和57年2月 名古屋証券取引所市場第二部に上場
- 昭和60年3月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 昭和60年7月 石川県金沢市に出雲工場（現 メカトロ工場）を設置
- 昭和61年7月 群馬県高崎市に高崎工場（現 東日本シーエスセンター）を設置
- 昭和61年12月 東京証券取引所、名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定
- 昭和63年8月 東京営業部を東京都杉並区から新宿区へ移転
- 平成3年1月 米国カリフォルニア州にシブヤインターナショナルインコーポレーテッドを設立（平成19年9月に清算結了）
- 平成5年3月 シブヤマシナリー(株)を設立
- 平成12年9月 石川県金沢市にR P（Robot and Pharmaceutical）システム森本工場を設置
- 平成15年8月 シブヤマシナリー(株)が石井工業(株)（エスアイ精工(株)に商号変更）を取得
- 平成16年5月 シブヤE D I(株)を設立
- 平成17年7月 米国バージニア州にシブヤホールディングスコーポレーションを設立
シブヤホールディングスコーポレーションが米国バージニア州のホップマンコーポレーション（現 シブヤホップマンコーポレーション）を取得
- 平成20年2月 静岡シブヤ精機(株)を設立
- 平成20年4月 静岡シブヤ精機(株)が(株)マキ製作所から事業を譲り受け
- 平成21年9月 (株)ファブリカトヤマを取得
- 平成22年11月 石川県金沢市にE B（Electron Beam）システム森本工場を設置
- 平成23年4月 静岡シブヤ精機(株)がエスアイ精工(株)を吸収合併し、商号をシブヤ精機(株)に変更
- 平成23年12月 (株)メカトロジャパン（平成28年6月に清算結了）およびO M J P(株)を取得
- 平成24年1月 (株)カイジョーを取得
- 平成24年7月 (株)根上工作所（現 (株)根上シブヤ）を取得
- 平成24年12月 (株)沖縄先端加工センターを設立
- 平成26年6月 石川県金沢市にR M（Regenerative Medicine）システム森本工場を設置
- 平成26年7月 (株)沖縄先端加工センターがO M J P(株)を吸収合併

3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、子会社17社および関連会社1社で構成され、パッケージングプラント事業、メカトロシステム事業、農業用設備事業にかかる製品の製造販売を主要な事業としている。

なお、子会社のうちシブヤホールディングスコーポレーションは米国で設立した持株会社であり、シブヤE D I株式会社は人材派遣および旅行代理業を事業目的としている。

各事業における当社グループ各社の位置付けなどは、次のとおりである。

事業区分	主要製品	会社名
パッケージングプラント事業	洗浄機、殺菌機、充填機、キャッピング機、ラベル貼機、函入函出積荷機、コンベア、製函機、函詰封かん機、再生医療システムなど	当社 シブヤマシナリー株式会社 株式会社ファブリカトヤマ シブヤホップマンコーポレーション 上海希歩洋工業科技有限公司 株式会社沖縄先端加工センター シブヤカイジョー（タイランド）カンパニー・リミテッド ホップマンプロパティズゼネラルパートナーシップ
メカトロシステム事業	レーザー加工機やレーザーマーキングシステムなどのレーザー応用システム、ハンダボールマウンタやワイヤボンダなどの半導体製造システム、レーザー手術および治療装置や人工透析システムなどの医療機器、超音波発生装置などの超音波応用機器、油圧プレス機など	当社 株式会社カイジョー シブヤカイジョー（タイランド）カンパニー・リミテッド 上海楷捷半導体科技有限公司 台湾海上希歩洋股份有限公司 カイジョーシブヤアメリカインコーポレーテッド 上海希歩洋工業科技有限公司 株式会社ネアガリ 株式会社根上シブヤ 有限会社ネアコ 株式会社沖縄先端加工センター
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど	シブヤ精機株式会社
その他の事業	高速混気ジェット洗浄機など	シブヤマシナリー株式会社

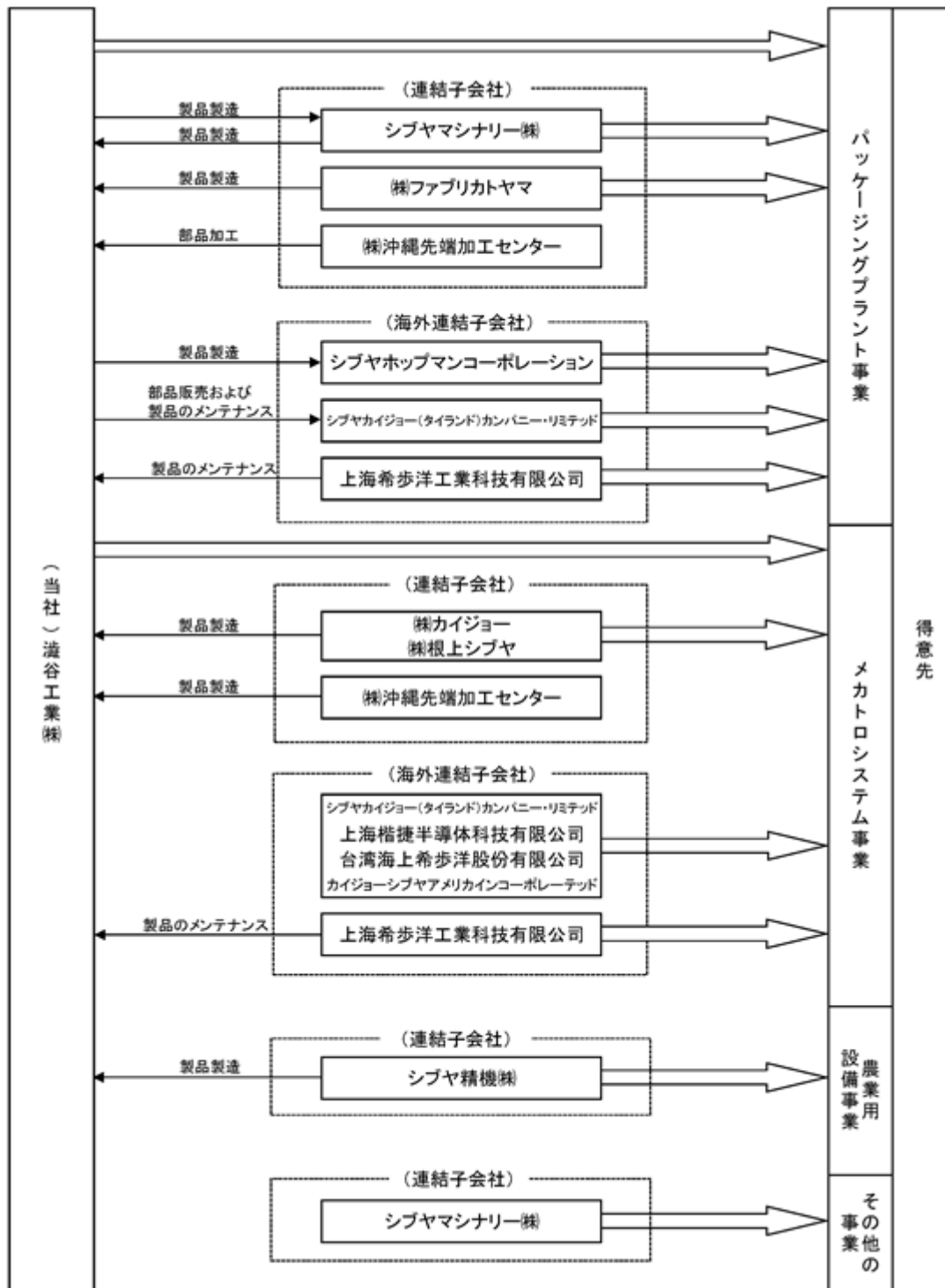
(注)1. 株式会社エクセルカイジョーおよび超音波サービス株式会社（いずれもメカトロシステム事業）は、平成27年7月1日付で株式会社カイジョーとの合併により消滅している。

2. 株式会社メカトロジャパン（メカトロシステム事業）は、平成28年6月29日付で清算結了している。

3. シブヤコウギョウ（タイランド）カンパニー・リミテッド（パッケージングプラント事業）は、シブヤカイジョー（タイランド）カンパニー・リミテッドに事業を移管し、現在清算手続き中である。

(事業系統図)

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりである。



- (注) 1. 印は得意先への製品の販売を示しており、 印は当社と関係会社との取引関係を示している。
2. 連結子会社である株式会社ネアガリおよび株式会社ネアコは、株式会社根上シブヤに建物等を賃貸している。また、持分法適用の関連会社であるホップマンプロパティーズゼネラルパートナーシップは、シブヤホップマンコーポレーションに建物等を賃貸している。
3. 連結子会社であるシブヤEDI株式会社は、各関係会社ならびに当社グループの取引先等への人材派遣を行っている。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) シブヤマシナリー(株) (注)3.	石川県 金沢市	450	パッケージングプ ラント	100.0	有	貸付	当社製品の販売 および同社製品 の購入	有
シブヤ精機(株) (注)6.	静岡県 浜松市 東区	450	農業用設備	100.0	有	債務 保証	同社製品の購入	有
(株)ファブリカトヤマ	富山県 南砺市	450	パッケージングプ ラント	100.0	有	貸付	同社製品の購入	有
シブヤホールディングス コーポレーション (注)3.	米国 バージ ニア州	千米ドル 11,025	全社	100.0	有	-	-	-
シブヤホップマンコーポ レーション	米国 バージ ニア州	千米ドル 7,495	パッケージングプ ラント	100.0 (100.0)	有	-	当社製品の販売	-
(株)カイジョー	東京都 羽村市	90	メカトロシステム	98.7	有	貸付	当社製品の組立	-
シブヤカイジョー(タイ ランド)カンパニー・リ ミテッド(注)4.	タイ国 バンコ ク市	万バーツ 300	パッケージングプ ラントおよびメカ トロシステム	49.0	有	貸付	当社製品のメン テナンス	-
上海楷捷半導体科技有限 公司	中国 上海市	万元 160	メカトロシステム	100.0 (100.0)	有	-	-	-
台湾海上希歩洋股份有限 公司	台湾 台北市	万台湾ドル 600	メカトロシステム	100.0 (100.0)	有	-	-	-
カイジョーシブヤアメリ カインコーポレーテッド	米国 カリフ ルニア州	千米ドル 300	メカトロシステム	100.0 (100.0)	有	-	-	-
シブヤEDI(株)	石川県 金沢市	30	-	100.0	有	-	当社グループへ の人材派遣など	有
上海希歩洋工業科技有限 公司	中国 上海市	万元 1,037	パッケージングプ ラントおよびメカ トロシステム	100.0	有	-	当社製品のメン テナンス	-
(株)ネアガリ	石川県 能美市	10	メカトロシステム	100.0	有	-	当社グループへ の建物賃貸	-
(株)根上シブヤ	石川県 能美市	97	メカトロシステム	100.0 (100.0)	有	貸付、 債務 保証	当社製品の組立	-
(有)ネアコ	石川県 能美市	3	メカトロシステム	100.0 (100.0)	有	-	当社グループへ の建物賃貸	-
(株)沖縄先端加工センター	沖縄県 うるま市	200	パッケージングプ ラントおよびメカ トロシステム	100.0	有	貸付	当社製品の部品 加工および当社 製品の組立	-
シブヤコウギョウ(タイ ランド)カンパニー・リ ミテッド	タイ国 バンコ ク市	万バーツ 400	パッケージングプ ラント	81.0	有	-	-	-

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(持分法適用関連会社) ホップマンプロパティズ ゼネラルパートナーシップ (注)5.	米国 バージ ニア州	-	パッケージングブ ラント	-	-	-	当社グループへ の建物賃貸	-

- (注) 1. 主要な事業の内容にはセグメントの名称を記載している。
 2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
 3. 特定子会社に該当する。
 4. 議決権の所有割合が50%以下であるが、実質的に支配しているため子会社としている。
 5. シブヤホップマンコーポレーションが3分の1の持分を所有するパートナーシップであるため、資本金および議決権の所有割合は記載していない。
 6. シブヤ精機(株)については、売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えている。
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 11,741百万円 |
| | (2) 経常利益 | 475百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 304百万円 |
| | (4) 純資産額 | 2,220百万円 |
| | (5) 総資産額 | 8,898百万円 |

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
パッケージングプラント事業	1,602 (159)
メカトロシステム事業	601 (246)
農業用設備事業	396 (52)
報告セグメント計	2,599 (457)
その他	22 (2)
全社(共通)	128 (8)
合計	2,749 (467)

(注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数は年間の平均人員数を()内に外数で記載している。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

平成28年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,481 (275)	39.2	16.3	6,053,132

セグメントの名称	従業員数(人)
パッケージングプラント事業	1,041 (110)
メカトロシステム事業	325 (159)
報告セグメント計	1,366 (269)
全社(共通)	115 (6)
合計	1,481 (275)

(注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数は年間の平均人員数を()内に外数で記載している。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいる。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものである。

(3) 労働組合の状況

労使関係は安定しており、特記すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢に改善が見られ、総じて緩やかな回復基調が続いたものの、中国などの新興国経済の減速や急激な円高の進行などの影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況で推移した。

このような状況のなか、当社グループの連結売上高は836億17百万円（前連結会計年度比4.0%増）となり、7期連続で過去最高売上高を更新した。

損益面については、グループ各社がそれぞれ徹底したコスト削減に努めたこと、またメカトロシステム事業が黒字転換したことから、営業利益は60億58百万円（前連結会計年度比24.4%増）、経常利益は61億4百万円（前連結会計年度比20.1%増）となった。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に特別利益として厚生年金基金代行返上益73億54百万円があったことから、43億54百万円（前連結会計年度比47.5%減）と減益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

（パッケージングプラント事業）

パッケージングプラント事業の売上高は、酒類用プラントは大型設備の新設や更新需要により増加したものの、食品用プラントは海外向けの飲料用無菌充填ラインの納入が減少し、薬品・化粧品用プラントはパイアル充填ライン等の製薬設備の納入が減少したため、前連結会計年度に比べ減少した。

その結果、連結売上高は485億14百万円（前連結会計年度比4.4%減）、営業利益は68億29百万円（前連結会計年度比2.7%減）となった。

（メカトロシステム事業）

メカトロシステム事業の売上高は、半導体製造装置は韓国・ベトナム向けが減少し、また切断加工機は微細加工用切断機が減少したものの、医療機器は国内向けおよび欧州向け透析装置の販売が好調で大幅に増加したため、前連結会計年度に比べ増加した。

その結果、連結売上高は236億11百万円（前連結会計年度比6.4%増）となり、損益面については、特に医療機器の生産体制が安定し操業度が向上した結果、営業利益は7億68百万円（前連結会計年度は営業損失6億37百万円）と大幅に改善した。

（農業用設備事業）

農業用設備事業の売上高は、蔬菜・果菜類向け選果選別プラントが倍以上に増加し、また落葉果樹類向け選果選別プラントについても大きく増加したことから、前連結会計年度に比べ大きく伸長した。

その結果、連結売上高は108億33百万円（前連結会計年度比48.6%増）、営業利益は5億46百万円（前連結会計年度比21.8%増）となった。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としている。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、123億82百万円の資金増加（前連結会計年度は39億29百万円の資金増加）となった。これは主に、税金等調整前当期純利益が61億92百万円となり、非資金項目である減価償却費19億93百万円、売上債権の減少額14億68百万円、仕入債務の増加額30億68百万円による資金増加があったことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、37億68百万円の資金減少（前連結会計年度は27億91百万円の資金減少）となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出が37億55百万円あったことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、7億58百万円の資金減少（前連結会計年度は40億17百万円の資金減少）となった。これは主に、配当金の支払によるものである。

これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末より76億61百万円増加し181億13百万円（前連結会計年度比73.3%増）となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
パッケージングプラント事業	47,748	4.7
メカトロシステム事業	23,884	+9.0
農業用設備事業	10,833	+48.6
その他の事業	622	+202.4
合計	83,090	+4.5

- (注) 1. 金額は販売価額によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
パッケージングプラント事業	50,859	+6.7	26,284	+9.8
メカトロシステム事業	18,860	26.8	7,925	37.5
農業用設備事業	10,967	+26.4	4,183	+3.3
その他の事業	436	15.1	156	58.5
合計	81,124	1.8	38,550	6.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
パッケージングプラント事業	48,514	4.4
メカトロシステム事業	23,611	+6.4
農業用設備事業	10,833	+48.6
その他の事業	657	+195.7
合計	83,617	+4.0

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去している。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
 3. 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりである。なお、下記のうち総販売実績に対する割合が10%未満となる連結会計年度の販売実績および総販売実績に対する割合は、記載を省略している。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
ニプロ株式会社	-	-	9,276	11.1

3【対処すべき課題】

(1) 当社グループにおける企業価値向上の取組み

シブヤグループ各社は、グローバル競争に勝ち抜いて成長、発展するため、技術力と品質の向上に注力し、国内外を問わず新市場を開拓し、新製品の開発に努めて行く。

その主な取組みとして、

世界のトップを走る技術のダントツ（断然トップ）製品づくりをさらに推進し、収益の拡大を目指す。

3カイ（改善、改革、開発）の強力推進および予実管理の徹底に取り組み、収益力の向上に努める。

海外展開の強化と海外市場の開拓により一層の拡大を進め、海外売上比率を高める。

再生医療システムについては、機器の開発や細胞培養受託加工事業も行う。

これらの施策を推進しつつ、持続的な企業成長を確保するため、新製品開発、新市場開拓、新事業創出を推進する人材育成にも注力する。

さらに、新事業分野への参入やM & Aにも取り組む。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、経験やノウハウに基づく高い技術、独自の経営管理システム、優秀な人材の確保・育成と企業風土、取引先等との信頼関係、および健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになる。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思料している。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、平成30年（2018年）6月期には、連結売上高1,000億円を達成することを目標としている。

この目標達成のための成長戦略として、「シブヤ上げ潮戦略」を推進している。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめ取引先・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上での会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため必要不可欠であると考えており、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針（株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話）」に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に努めている。

当社取締役会は、会社の業務執行および経営全般の監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、意思決定を行っている。当社は、独立性のある社外取締役2名を選任しており、これらの社外取締役は、取締役会において、当社の経営の成果および業務執行を担当する取締役の活動状況を評価し、全ての株主共同の利益の観点から、経営の方針や経営改善についての助言および会社と支配株主との利益相反等の監督を行っている。当社取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性を考え、シブヤグループが果たすべき社会的責任に関する基本方針（コンプライアンス・ガイド）を定め、役員および従業員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら、社会の持続可能な発展とシブヤグループの企業価値の向上を図っている。加えて、経営活動を効率的に行うための協議機関として、業務執行取締役で構成する経営会議を設置しており、経営会議の運営については事案ごとに十分な議論を尽くす機会として定期的に行っている。

当社監査役会は、監査役5名のうち、4名を社外監査役（うち独立社外監査役2名）としており、監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、豊富な経験・見識から、積極的に経営に係わる助言および提言を行っている。

なお、当社は、すべての取締役および監査役が、その役割および機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界の状況、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、事業および組織、財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、その職務執行を支援している。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成28年8月29日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」という。）を更新（再導入）することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第四回信託型ライツ・プラン新株予約権（以下「本新株予約権」という。）50,000,000個を平成28年9月30日付で無償で発行し、その全てを三井住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」という。）に割り当てることについて、同年9月28日開催の第68回定時株主総会において承認された。当該決議に基づき、平成28年9月30日付で発行される予定の本新株予約権の内容等の詳細については、下記「本新株予約権の概要」に記載している。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を信託の受託者である信託銀行に対し予め発行し、買収者が出現した時点の当社を除く株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みである。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として所定の手続に従って確定される当社を除く株主全員に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになる。信託型ライツ・プランの更新に伴い発行された本新株予約権は、これを行行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができる。本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円としている。

本新株予約権は、原則として、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者（下記「本新株予約権の概要」1.(4)1(i)に定義される。以下同じとする。）になったことを示す公表（下記「本新株予約権の概要」1.(4)1(ii)に定義される。）がなされた日から10日間が経過したとき、または、(イ)特定大量買付者（下記「本新株予約権の概要」1.(4)1(iv)に定義される。以下同じとする。）となる公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができる。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由（下記「本新株予約権の概要」1.(4)2)に定義される。以下同じとする。）が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点（下記「本新株予約権の概要」1.(4)2)に定義される。以下同じとする。）を延期することもできる。

すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生し、本新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、原則として、他の株主による本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を受ける可能性がある。

上記に加え、本新株予約権には、当社が当社株式と引換えに本新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、当該買収に関し、(i)所定の脅威（下記「本新株予約権の概要」1.(4)3)に定義される。以下同じとする。）が存しないと認められる場合若しくは脅威が存在するものの本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない認められる場合、または(ii)当社取締役会が提示若しくは賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が一定の条件を充足する場合に該当することにより本新株予約権の行使が認められない場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および信託銀行以外の者の有する本新株予約権のうち未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができることとされている。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性のある当社の社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置している。特別委員会が、新株予約権細則に定められた手続に従い、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足、本新株予約権の取得等について決定し当社取締役会に対する勧告を行った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うものとされている。

本新株予約権の行使期間は、原則として平成28年9月30日から平成31年9月30日までの3年間とされている。

なお、当社が、平成25年8月29日開催の取締役会および同年9月26日開催の第65回定時株主総会における決議に基づき導入した信託型ライツ・プランについては、平成28年9月29日をもって失効させるとともに、当該プランの一環として、平成25年10月1日付で信託銀行に対して無償で発行した第三回信託型ライツ・プラン新株予約権（当該新株予約権の内容等の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載している。）の全て（50,000,000個）については平成28年9月29日付にて当社が無償で取得のうえ消却し、これに伴い、信託契約についても終了する。

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の内容および数

以下の内容の本新株予約権50,000,000個

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は金1円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成28年9月30日（金）から平成31年9月30日（月）までとする。ただし、(i)下記(7)1)ないし3)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日およびその前日においては行使できないものとし、また、(ii)当社が発行する株式に係る株主確定日の3営業日（この(ii)において、行使請求の受付場所および振替機関の休業日でない日をいう。）前の日から株主確定日までの間は、本新株予約権は行使できないものとする。また、平成31年4月1日（月）以降同年9月30日（月）以前に権利発動事由（下記(4)2)）に定義される。以下同じ。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が行使請求の受付場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

1) 以下の用語は次のとおり定義される。

- (i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (ii) 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、(i)金融商品取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出、および(ii)当社においてその株式を上場する金融商品取引所に対する当該事実の通知を行い、かつ、当該通知を受けた金融商品取引所が、電磁的方法により当該通知を受けた事実を公衆の縦覧に供することを含む。
- (iii) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。
- (iv) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(iv)号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (v) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- (vi) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記(i)および(iv)にかかわらず、下記 ないし の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

当社取締役会において、当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3）または4）の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点をも「権利発動事由発生時点」という。）に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、若しくは(iv)特定大量買付者の特別関係者、(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。
- 3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、または(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または(ii)の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること

- (a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

当該買収に係る取引の仕組み等が当該買収に応じることを当社の株主に強要するおそれがあるものであること

当社株主若しくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収の検討を行い、若しくは、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該買収の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買収後における事業計画、および当社の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること

上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益（当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。）に反する重大なおそれがあること

- 4) 上記3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株券等全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実

施されており、(ii)当該買収が上記3) (a)ないし(d)に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組み等が当該買収に応じることを当社の株主に強要するおそれのあるものでなく、かつ、(iv)当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益(当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。)に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

- 5) 上記3)および4)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認める場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
 - 6) 上記5)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
 - 7) 本新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面を提出した場合に限り、かつ、所定の行使の方法等に従うことにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - 8) 上記2)にかかわらず、特定大量保有者または特定大量買付者が当該買収を中止若しくは撤回し、または爾後買収を実施しないことを誓約するとともに、特定大量保有者または特定大量買付者その他の非適格者が当社の認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ特定大量保有者または特定大量買付者の株券等保有割合(ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、特定大量保有者または特定大量買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」という。)が、(i)当該買収の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った特定大量保有者または特定大量買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 本新株予約権の譲渡による取得の制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 当社による本新株予約権の取得
- 1) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が上記(4)3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、上記(4)1)に従い買収者が上記(4)1)に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。
 - 2) 上記1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。なお、当社取締役会は、当社取締役会が権利発動事由発生時点までの間に必要かつ適切と認めた場合には、当社定款の定めに基づき、かかる本新株予約権の無償取得をしないことについて当社株主総会に付議することができるものとし、当該株主総会において本新株予

約権の無償取得をしないことが否決された場合には、当社取締役会は、上記のとおり全ての本新株予約権を無償で取得するものとする。

- 3) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、本新株予約権者が上記(4)3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認める場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および受託者以外の者が有する本新株予約権のうち未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併、会社分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は組織再編行為の条件等を勘案の上合理的に調整された条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされる。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書等を所定の行使請求の受付場所に提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることになる。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合がある（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じない）。

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものである。

また、信託型ライツ・プランは、上記の(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されるものであり、当社の基本方針に沿うものである。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て更新されるものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足および本新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用できるとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会がいつでも本新株予約権を無償で取得し、信託型ライツ・プランを廃止できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではない。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローの状況等の業績に影響を与える可能性のあるリスクには、以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成28年6月30日）現在において当社グループが判断したものであるが、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではない。

(1) 他社との競合について

当社グループの製品の販売は、その約70%が日本国内市場向けであり、販売は民間の設備投資の動向に大きく左右される。そのような環境の中で当社グループは、国内外の競合メーカーと熾烈な受注獲得競争を行っており、取引条件などによっては、業績に悪影響を与える可能性がある。

(2) 特定の業界の販売依存度について

当社グループの主力であるパッケージングプラント事業のうち飲料業界向けは、連結売上高の30%程度を占めている。飲料業界における充填設備の投資は、容器の変化や消費者の嗜好の変化あるいは天候などにより、その設備投資動向が左右されることがあり、業績に悪影響を与える可能性がある。

(3) 客先業界における法的規制などについて

当社グループは、製薬業界へパッケージングシステム製品を製造・販売し、また医療機器を製造・販売およびOEM供給しているが、これらの業界は医療保険行政の規制を受けており、当社グループ製品の市場および価格は直接・間接にその影響を受けているものとみられる。今後の行政の動向により市場の縮小または価格下落となった場合、業績に悪影響を与える可能性がある。

(4) 農業用設備プラントにおける業界の環境について

当社グループのシバヤ精機㈱は、主に農協に農業用設備プラントを製造・販売している。農協は、設備を導入するにあたり、ほとんどが国および地方公共団体の補助金を活用している。よって、農協の設備計画が国等の政策変更によって左右されることがあり、業績に悪影響を与える可能性がある。

(5) 製造物責任（PL）について

当社グループでは、製品の品質・性能に万全を期して各種製品を製造しており、PLリスクの検討を事前を実施することでPL問題の未然防止を図っているが、すべての製品について欠陥が無く、問題が発生しないという保証はない。製造物責任賠償については、保険に加入し、万一の事故に備えているが、この保険で十分にカバーできない大規模なPL事故が発生した場合、業績に悪影響を与える可能性がある。

(6) 保有有価証券について

当社グループは、余資の運用で優良な企業への投資および長期的な取引関係の維持のために特定の顧客および金融機関の有価証券を保有しており、そのほとんどを株式が占めている。株式市況の変動により株価が上昇した場合には含み益が増大するが、株価が大幅に下落した場合には、減損を余儀なくされ、業績に悪影響を与える可能性がある。

(7) 機器製造基準について

当社グループは人工透析システムおよびレーザー治療装置等の医療機器を、国が定める基準に従い厚生労働省の承認を受け製造・販売を行っているが、基準の改定・変更等が行われた場合には、その対応によっては業績に悪影響を与える可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はない。

6【研究開発活動】

当社グループ（当社および連結子会社）は、チャレンジ精神と技術革新を理念として、常に独創的な先端技術で多様化する顧客ニーズにマッチした製品開発を進めている。

現在、研究開発は、当社情報・知的財産本部を主管部門とした当社グループ全体の開発委員会を設け、市場情報、技術情報を一元管理し効率的かつ戦略的に研究開発活動を推進している。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は14億14百万円であり、セグメント別の研究開発活動の状況および研究開発費の金額は、次のとおりである。

(1) パッケージングプラント事業

コンピュータ制御による自動高速パッケージングシステム、製品の高品質化に応える無菌充填技術、包装形態の多様化に対応するロボット包装ライン、細胞培養の自動化システムなどを中心に、当社、シブヤマシナリー(株)および(株)ファブリカトヤマが研究開発を行っている。

当連結会計年度の主な成果としては、イチゴに付着している細菌を除去して鮮度を保つイチゴE B滅菌システム、金沢市の「金沢かがやきブランド特別賞」第1号に認定された細胞培養システムを開発した。

なお、当事業に係る研究開発費は4億70百万円である。

(2) メカトロシステム事業

半導体製造システム、レーザ応用システム、医療機器関連および超音波応用機器などを中心に、当社および(株)カイジヨーが研究開発を行っている。

当連結会計年度の主な成果としては、半導体製造システムにおいてボンディング速度を向上させ生産性アップを達成したワイヤボンダ、レーザ応用システムにおいて複雑な立体形状の加工に対応した3次元ファイバーレーザ加工機を開発した。

なお、当事業に係る研究開発費は8億85百万円である。

(3) 農業用設備事業

農業用選果・選別システムなどの研究開発は、シブヤ精機(株)が行っている。

当連結会計年度の主な成果としては、選果・選別システムに搭載する内部品質センサ・外観センサを開発した。

なお、当事業に係る研究開発費は56百万円である。

(4) その他

圧縮エアに水と粉体メディアもしくは洗浄液を混入し、対象物に吹付けて汚れを洗浄する新洗浄システム「S A M A C S（サマックス）」関連の研究開発は、シブヤマシナリー(株)が行っている。

当連結会計年度の主な成果としては、業務用の炊飯釜と蓋を洗浄する炊飯釜洗浄機を開発した。

なお、当事業に係る研究開発費は1百万円である。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成28年6月30日）現在において当社グループが判断したものである。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としている。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりである。

当社は連結財務諸表の作成において、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づいた合理的と考えられるさまざまな要因を考慮したうえで見積りおよび判断を行っているが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合がある。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の概況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載している。

売上高

当連結会計年度の売上高については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載している。

売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は680億15百万円となり、売上原価率は、グループ各社がそれぞれ徹底したコスト削減に努めたことにより、前連結会計年度に比べ0.8ポイント減少の81.3%となった。また、販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ55百万円増加し95億43百万円となった。

営業損益

当連結会計年度の営業損益は、前連結会計年度より11億87百万円増加し60億58百万円の営業利益（前連結会計年度比24.4%増）となった。

パッケージングプラント事業の営業損益は、前連結会計年度より1億90百万円減少し68億29百万円の営業利益（前連結会計年度比2.7%減）となった。

メカトロシステム事業の営業損益は、前連結会計年度より14億6百万円増加し7億68百万円の営業利益（前連結会計年度は営業損失6億37百万円）となった。

農業用設備事業の営業損益は、前連結会計年度より97百万円増加し5億46百万円の営業利益（前連結会計年度比21.8%増）となった。

営業外収益

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度より1億49百万円減少し4億24百万円となった。主なものは、受取補償金1億21百万円、受取配当金55百万円である。

営業外費用

当連結会計年度の営業外費用は、前連結会計年度より16百万円増加し3億78百万円となった。主なものは、支払利息1億24百万円、為替差損1億19百万円である。

経常損益

当連結会計年度の経常損益は、前連結会計年度より10億21百万円増加し61億4百万円の経常利益（前連結会計年度比20.1%増）となった。

特別利益

当連結会計年度の特別利益は、前連結会計年度より77億48百万円減少し1億79百万円となった。主なものは、投資有価証券売却益1億39百万円である。

特別損失

当連結会計年度の特別損失は、前連結会計年度より3億26百万円減少し90百万円となった。主なものは、投資有価証券評価損71百万円である。

税金等調整前当期純損益

当連結会計年度の税金等調整前当期純損益は、前連結会計年度より64億円減少し61億92百万円の税金等調整前当期純利益（前連結会計年度比50.8%減）となった。

親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度より39億31百万円減少し43億54百万円の親会社株主に帰属する当期純利益（前連結会計年度比47.5%減）となった。なお、1株当たり当期純利益は157円37銭（前連結会計年度は299円46銭）となった。

(3) 流動性及び資金の源泉

財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ59億29百万円増加し979億43百万円となった。

流動資産は57億59百万円増加し601億79百万円、固定資産は1億69百万円増加し377億63百万円となった。

流動資産の増加の主な要因は、現金及び預金が76億51百万円増加したことによるものであり、固定資産の増加の主な要因は、建設仮勘定が27億90百万円増加したことによるものである。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ39億4百万円増加し529億35百万円となった。

流動負債は22億59百万円増加し369億40百万円となり、固定負債は16億45百万円増加し159億94百万円となった。

流動負債の増加の主な要因は、支払手形及び買掛金が30億7百万円増加したことによるものである。固定負債の増加の主な要因は、長期借入金が15億46百万円増加したことによるものである。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ20億24百万円増加し450億8百万円となった。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度より0.8ポイント減少し45.9%となり、1株当たり純資産額は73円32銭増加し1,626円38銭となった。

キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載している。

財務政策

当社グループは、売上債権およびたな卸資産の圧縮等資金の効率を高め、財務基盤の健全化に努めており、事業活動のための適切な資金確保を行うことを財務方針の基本としている。運転資金および設備資金（買収資金を含む）については、内部資金のほか、主に銀行等の金融機関からの借入により調達している。

当社グループは、その健全な財政状態、安定した収益力および取引金融機関からの信用により、当社グループの成長を維持するために将来必要となる運転資金および設備資金を創出・調達することが可能と考えている。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社および連結子会社）は、生産性および品質向上ならびに事務の合理化を目的とした設備投資を継続的に行っている。当連結会計年度の設備投資（有形固定資産のほか無形固定資産を含む）の内訳は、次のとおりである。

パッケージングプラント事業	3,294百万円
メカトロシステム事業	469
農業用設備事業	87
その他	0
消去又は全社	80
合計	3,932

主なものとして、建設中の連結子会社である㈱ファブリカトヤマ本社工場（パッケージングプラント事業）のほか、工作機械および工具器具備品等の新設ならびに更新投資を実施した。

なお、所要資金については、自己資金および借入金によっている。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はない。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社および連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

平成28年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社工場 (石川県金沢市)	パッケージングプラント事業	パッケージングプラント生産設備・研究開発施設	2,074	629	629 (14,463) [13,598]	-	111	3,445	555 (72)
メカトロ工場および医療機若宮工場 (石川県金沢市)	メカトロシステム事業	メカトロシステム生産設備・研究開発施設	852	87	1,814 (31,090)	-	260	3,015	312 (155)
R Pシステム森本工場、E Bシステム森本工場およびR Mシステム森本工場 (石川県金沢市)	パッケージングプラント事業	パッケージングプラント生産設備・研究開発施設	5,012	460	3,371 (92,905)	-	356	9,200	334 (12)
東日本シーエスター (群馬県高崎市)	パッケージングプラント事業	その他設備	240	22	37 (5,708)	-	4	306	29 (5)
本社 (石川県金沢市)	パッケージングプラント事業および全社的 管理業務	その他設備	187	0	410 (6,608)	35	567	1,201	164 (13)
東京営業部 (東京都新宿区)	パッケージングプラント事業およびメカ トロシステム事業	その他設備	94	0	167 (1,527)	-	38	300	41 (9)
関西営業部 (兵庫県西宮市)	パッケージングプラントおよびメカ トロシステム事業	その他設備	39	0	83 (452)	-	2	124	40 (4)

(2) 国内子会社

平成28年 6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
シブヤマシ ナリー(株)	津幡工場 (石川県津幡町)	パッケージング プラント事業	パッケージングプ ラント生産設備・ 研究開発施設	1,705	316	949 (49,105)	-	84	3,056	237 (31)
シブヤマシ ナリー(株)	進和工場 (石川県金沢市)	その他	洗浄システム生産 設備・研究開発施 設	231	8	4 (3,730)	-	1	246	15 (2)
シブヤマシ ナリー(株)	本社 (石川県金沢市)	パッケージング プラント事業	その他設備	200	-	420 (1,213)	-	3	623	33 (3)
シブヤ精機 (株)	浜松本社 (静岡県浜松市 東区)	農業用設備事業	選果・選別システ ム生産設備・研究 開発施設	197	18	521 (16,703)	-	35	772	160 (18)
シブヤ精機 (株)	松山本社 (愛媛県松山市)	農業用設備事業	選果・選別システ ム生産設備・研究 開発施設	942	82	627 (10,244) [916]	-	55	1,708	168 (26)
(株)ファブリ カトヤマ	本社 (富山県南砺市)	パッケージング プラント事業	パッケージングプ ラント生産設備・ 研究開発施設	127	24	89 (9,130) [1,682]	-	38	279	174 (12)
(株)カイ ジョー	本社 (東京都羽村市)	メカトロシステ ム事業	メカトロシステム 生産設備・研究開 発施設	464	5	566 (9,256)	0	132	1,170	152 (32)
(株)カイ ジョー	松本事業所 (長野県松本市)	メカトロシステ ム事業	メカトロシステム 生産設備	240	4	89 (9,972)	-	5	340	51 (45)

(3) 在外子会社

平成28年 6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
シブヤホップ マンコーポ レーション	本社 (米国バージニ ア州)	パッケージング プラント事業	パッケージングプ ラント生産設備・ 研究開発施設	11	26	- [26,158]	-	4	41	81 (1)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定の合計額である。なお、金額には消費税等を含んでいない。
2. 提出会社の本社工場の土地は、一部を賃借(賃借料年額は84百万円)しており、その面積については[]で外書きしている。
3. シブヤマシナリー(株)津幡工場の設備には、提出会社が所有している土地480百万円(20,185㎡)を含んでおり、その全てを提出会社から賃借している。
4. シブヤ精機(株)松山本社の土地は、一部を賃借(賃借料年額は2百万円)しており、その面積については[]で外書きしている。
5. (株)ファブリカトヤマ本社の土地は、一部を賃借(賃借料年額は0百万円)しており、その面積については[]で外書きしている。
6. シブヤホップマンコーポレーションの建物および土地は、一部を賃借(賃借料年額は29百万円)しており、土地の面積については[]で外書きしている。
7. シブヤホップマンコーポレーションの帳簿価額は、減損実施後の金額である。
8. 現在休止中の主要な設備はない。
9. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしている。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社および連結子会社）の設備計画については、ユーザー密着型販売体制から収集した個々の客先の設備投資動向や客先業界の動向あるいは一般経済情勢を考慮のうえ立案することを基本とし、個々の投資案件については重要度や緊急性などを総合的に勘案のうえ弾力的に実行している。設備計画は、原則的に連結会社各社が個別に立案しているが、連結グループ間で重複投資とならないよう提出会社で調整を図っている。

なお、重要な設備の新設計画は、次のとおりである。

（単位：百万円）

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手および完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払		着手	完了	
当本社 新営業事務所 棟	石川県金沢市	パッケージング プラント事業	その他設備	850	522	自己資金	平成28年 1月	平成28年11月	2,271.85㎡
当社 RMシステム 森本工場 増 築工事	石川県金沢市	パッケージング プラント事業	パッケージングプ ラント生産設備・ 研究開発施設	460	-	自己資金	平成28年 9月	平成28年12月	321.84㎡
(株)ファブリカ トヤマ 本社工場	石川県金沢市	パッケージング プラント事業	パッケージングプ ラント生産設備・ 研究開発施設	4,000	2,143	自己資金 および借 入金	平成27年 9月	平成28年10月	14,860.14㎡

（注）1．上記金額には、消費税等を含んでいない。

2．生産能力を推測することは困難であるため、完成後の増加能力には増床面積を記載している。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	28,149,877	28,149,877	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	28,149,877	28,149,877	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

第三回信託型ライツ・プラン新株予約権

当社は、会社法第236条および第238条ならびに当社定款第38条の規定に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下、「信託型ライツ・プラン」という）を更新（再導入）するに際し、かかる信託型ライツ・プランの一環として新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を発行することを平成25年9月26日の定時株主総会にて承認可決した。

平成25年10月1日に三井住友信託銀行株式会社と信託契約を締結し、同日付けで同行に対して本新株予約権を無償で発行した。

本新株予約権の内容は以下のとおりである。

決議年月日	平成25年9月26日
付与対象者	(注)1
新株予約権の数(個)	50,000,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使により発生または移転する株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。 (2) 行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日(火)から平成28年9月30日(金)までとする。ただし、(注)4の1)ないし3)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日およびその前日においては行使できないものとし、また、当社が発行する株式に係る株主確定日の3営業日前の日から株主確定日までの間は、本新株予約権は行使できないものとする。また、平成28年4月1日(金)以降同年9月30日(金)以前に権利発動事由((注)2の2)に定義される。以下同じ。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が行使請求の受付場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	当社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 付与対象者

当社は、信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定する。本信託の受益者は、将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主（買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）となる。

2. 行使の条件

1) 以下の用語は次のとおり定義される。

- (i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (ii) 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、(i)金融商品取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出、および(ii)当社においてその株式を上場する金融商品取引所に対する当該事実の通知を行い、かつ、当該通知を受けた金融商品取引所が、電磁的方法により当該通知を受けた事実を公衆の縦覧に供することを含む。
- (iii) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。
- (iv) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(iv)号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (v) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- (vi) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記(i)および(iv)にかかわらず、下記 ないし の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

当社取締役会において、当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間(ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間(ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、若しくは(iv)特定大量買付者の特別関係者、(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。)のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。
- 3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、または(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または(ii)の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること
- (a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 当該買収に係る取引の仕組み等が当該買収に応じることを当社の株主に強要するおそれがあるものであること
- 当社株主若しくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収の検討を行い、若しくは、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- 当該買収の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買収後における事業計画、および当社の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること
- 上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益(当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。)に反する重大なおそれがあること
- 4) 上記3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株券等全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該買収が上記3) (a)ないし(d)に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組み等が当該買収に応じることを当社の株主に強要するおそれのあるものでなく、かつ、(iv)当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益(当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。)に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 5) 上記3)および4)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認める場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 6) 上記5)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 7) 本新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面を提出した場合に限り、かつ、所定の行使の方法等に従うことにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
- 8) 上記2)にかかわらず、特定大量保有者または特定大量買付者が当該買収を中止若しくは撤回し、または爾後買収を実施しないことを誓約するとともに、特定大量保有者または特定大量買付者その他の非適格者が当社の認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ特定大量保有者または特定大量買付者の株券等保有割合(ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、特定大量保有者または特定大量買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」という。)が、(i)当該買収の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った特定大量保有者または特定大量買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるものとする。
3. 本新株予約権の譲渡に関する事項
- 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(注)2の5)または6)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した誓約書(下記「ないし」についての表明・保証条項および補償条項を含む。)が提出されていること
- 譲受人が非適格者に該当しないこと
- 譲受人が当該管轄地域に所在しておらず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
- 譲受人が非適格者および「ないし」に定める当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者のいずれかのために譲り受けようとしている者でないこと
4. 取得条項に関する事項
- 1) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が(注)2の3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、(注)2の1)に従い買収者が(注)2の1)に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。
- 2) 上記1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。なお、当社取締役会は、当社取締役会が権利発動事由発生時点までの間に必要かつ適切と認めた場合には、当社定款の定めに基づき、かかる本新株予約権の無償取得をしないことについて当社株主総会に付議することができるものとし、当該株主総会において本新株予約権の無償取得をしないことが否決された場合には、当社取締役会は、上記のとおり全ての本新株予約権を無償で取得するものとする。
- 3) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、本新株予約権者が(注)2の3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認める場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および受託者以外の者が有する本新株予約権のうち未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社は組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に調整された条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツ・プランの内容】

当社が、平成25年8月29日開催の取締役会および同年9月26日開催の第65回定時株主総会における決議に基づき導入した信託型ライツ・プランの一環として、平成25年10月1日付で信託銀行に対して無償で発行した第三回信託型ライツ・プラン新株予約権については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

また、当社が、平成28年8月29日開催の取締役会および同年9月28日開催の第68回定時株主総会における決議に基づき導入した信託型ライツ・プランの一環として、平成28年9月30日付で信託銀行に対して無償で発行する予定の第四回信託型ライツ・プラン新株予約権については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題 (2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要 (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載している。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年8月1日 (注)	649	28,149	-	11,392	-	9,842

(注) ㈱ファブリカトヤマとの株式交換の実施に伴う新株発行によるものである。

(6) 【所有者別状況】

平成28年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	35	38	196	121	7	5,394	5,791	-
所有株式数 (単元)	-	126,295	2,922	59,371	15,849	32	76,799	281,268	23,077
所有株式数の割合 (%)	-	44.90	1.04	21.11	5.64	0.01	27.30	100.00	-

(注) 期末日現在自己株式を480,819株所有しているが、このうち480,800株(4,808単元)は「個人その他」の欄に、19株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて記載している。

(7) 【大株主の状況】

平成28年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	石川県金沢市大豆田本町甲58番地	2,350	8.35
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,700	6.04
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	1,600	5.68
株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡2丁目12番6号	1,315	4.67
澁谷工業取引先持株会	石川県金沢市大豆田本町甲58番地	1,284	4.56
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,280	4.55
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	1,120	3.98
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	1,000	3.55
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号	971	3.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	928	3.30
計	-	13,550	48.14

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行等4社連名により、平成27年7月21日付の大量保有報告書等の写しの送付を受けており、平成27年7月13日現在の保有株券等の数および株券等保有割合は下記(大量保有報告書等の内容)のとおりである旨報告があったが、当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載している。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	928,990	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	244,000	0.87
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	112,100	0.40
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	89,500	0.32

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 480,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,646,000	276,460	-
単元未満株式	普通株式 23,077	-	-
発行済株式総数	28,149,877	-	-
総株主の議決権	-	276,460	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式19株が含まれている。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 澁谷工業株式会社	金沢市大豆田本町甲58番地	480,800	-	480,800	1.71
計	-	480,800	-	480,800	

(9) 【ストックオプション制度の内容】
 該当事項はない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
 該当事項はない。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】
 該当事項はない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	428	0
当期間における取得自己株式	153	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	480,819	-	480,972	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡による株式は含めていない。

3【配当政策】

当社の配当政策は、将来の安定的な利益確保のために内部保留を充実することと、株主各位への配当も充実させ両方をバランス良く維持することを勘案のうえ、決定する方針を採っている。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としている。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

当事業年度の配当については、上記方針に基づき、前期と同様期末配当金は1株当たり10円とし、年間配当金は中間配当金の1株当たり10円と合わせ1株当たり20円とした。

なお、当社は、「取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めている。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）
平成28年2月12日 取締役会決議	276	10
平成28年9月28日 定時株主総会決議	276	10

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
最高（円）	950	915	3,505	3,195	2,405
最低（円）	724	762	835	2,000	1,170

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	1,796	1,553	1,457	1,403	1,707	1,876
最低（円）	1,343	1,170	1,299	1,174	1,253	1,565

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員の状況】

男性27名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長	再生医療システム本部長	澁谷 弘利	昭和6年9月19日	昭和28年4月 当社 入社 昭和29年6月 常務取締役 昭和48年8月 代表取締役副社長 昭和58年9月 代表取締役社長(現) 平成25年4月 再生医療システム本部長(現)	注7	17
取締役副会長		澁谷 進	昭和17年10月29日	昭和41年4月 当社 入社 昭和60年9月 取締役 昭和61年3月 常務取締役 平成5年9月 専務取締役 平成6年6月 メカトロ事業担当兼メカトロ生産本部長 平成18年7月 取締役副会長(現)	注7	76
取締役副社長	メカトロ事業部担当兼国際本部長	久保 尚義	昭和16年6月20日	昭和40年4月 (株)日本製鋼所 入社 昭和62年10月 当社 入社 平成3年7月 メカトロ事業部営業副本部長 平成3年9月 取締役 平成4年9月 常務取締役 平成10年7月 メカトロ事業部副事業部長 サイラス本部長 平成18年7月 専務取締役 メカトロ事業部長 精機本部長 平成23年9月 取締役副社長(現) メカトロ事業部担当兼国際本部長(現)	注7	11
取締役副社長	プラント営業統轄本部長	小林 威夫	昭和17年11月28日	昭和40年4月 当社 入社 昭和63年11月 プラント営業本部東京営業部長 平成3年9月 取締役 平成10年9月 常務取締役 プラント営業統轄副本部長 平成18年7月 専務取締役 プラント営業統轄本部長(現) 平成23年9月 取締役副社長(現)	注7	16
専務取締役	プラント生産統轄本部長、グループ生産・情報統轄本部長兼生産計画推進本部長兼開発本部長兼技術管理本部長、再生医療システム副本部長	中 俊明	昭和22年7月22日	昭和45年4月 (株)電業社機械製作所 入社 昭和49年7月 当社 入社 平成11年8月 プラント技術統轄本部技術本部長兼技術部長 平成11年9月 取締役 平成16年10月 常務取締役 平成18年7月 専務取締役(現) プラント生産統轄本部長(現) 平成20年7月 グループ生産・情報統轄本部長兼生産計画推進本部長(現) 平成21年7月 グループ生産・情報統轄本部技術管理本部長(現) 平成23年4月 グループ生産・情報統轄本部開発本部長(現) 平成25年4月 再生医療システム本部(技術担当) 平成28年7月 再生医療システム副本部長(現)	注7	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
専務取締役	メカトロ事業部長兼特機営業本部長兼医療機本部長	毛利 克己	昭和28年7月8日	昭和54年4月 (株)大林組 入社 平成16年4月 シブヤマシナリー(株) 入社 平成23年4月 当社 常務執行役員 メカトロ副事業部長 平成23年9月 専務取締役(現) メカトロ事業部長(現) 平成24年7月 メカトロ事業部医療機本部長(現) 平成25年8月 メカトロ事業部特機営業本部長(現)	注7	3
常務取締役	社長室長、内部統制・監査室長、経理本部長(経理担当)	吉道 義明	昭和22年8月12日	昭和46年4月 荏原サービス(株)〔現在 (株)荏原製作所〕 入社 昭和59年3月 当社 入社 平成8年7月 経理部長 平成11年9月 取締役 平成12年8月 経理本部長 平成14年6月 社長室長(現) 平成16年10月 常務取締役(現) 平成19年9月 経理本部長 平成23年9月 経理本部長(経理担当)(現) 平成24年5月 内部統制・監査室長(現)	注7	5
常務取締役	プラント生産統轄副本部長兼プラント生産本部長、グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長	北村 博	昭和23年5月25日	昭和42年2月 当社 入社 平成8年7月 プラント管理・CS本部原価管理部長 平成12年8月 執行役員 平成16年10月 常務執行役員 平成18年7月 プラント生産統轄副本部長(現) 平成19年9月 常務取締役(現) 平成20年7月 グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長(現) 平成23年7月 プラント生産統轄本部プラント生産本部長(現)	注7	20
常務取締役	総務本部長、グループ生産・情報統轄副本部長兼情報・知的財産本部長	本多 宗隆	昭和25年6月26日	昭和48年3月 当社 入社 平成8年7月 企画・特許部長 平成12年8月 執行役員 平成16年10月 常務執行役員 平成19年9月 常務取締役(現) 情報・知的財産本部長(現) 平成20年7月 グループ生産・情報統轄副本部長(現) 平成24年5月 総務本部長(現)	注7	17
常務取締役	経理本部長(財務担当)	河村 孝志	昭和26年9月2日	昭和53年12月 日本ミネチュアヘアリング(株)〔現在 ミネベア(株)〕 入社 昭和55年2月 当社 入社 平成12年8月 執行役員 経理本部財務部長 平成16年10月 常務執行役員 平成17年8月 経理副本部長 平成19年9月 常務取締役(現) 財務本部長 平成23年9月 経理本部長(財務担当)(現)	注7	10
常務取締役		澁谷 光利	昭和39年11月2日	平成2年4月 (株)日本長期信用銀行〔現在 (株)新生銀行〕 入行 平成4年4月 当社 入社 平成19年9月 常務執行役員 財務本部経営企画部長 平成22年9月 取締役 平成23年9月 常務取締役(現) (株)ファブリカトヤマ取締役副社長 平成23年12月 (株)ファブリカトヤマ代表取締役(現)	注7	33

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
常務取締役	プラント営業統轄副本部長、再生医療システム副本部長	澁谷 英利	昭和41年2月4日	平成元年4月 丸紅(株) 入社 平成4年7月 当社 入社 平成16年10月 執行役員 プラント営業統轄本部 部長 平成18年7月 プラント営業統轄本部製薬設備営業本部長 平成19年7月 常務執行役員 平成21年12月 プラント営業統轄副本部長(現) 平成22年9月 取締役 平成23年8月 シブヤホップマンコーポレーション CEO(現) 平成23年9月 常務取締役(現) 平成25年4月 再生医療システム本部(営業担当) 平成28年7月 再生医療システム副本部長(現)	注7	24
常務取締役	プラント生産統轄副本部長兼プラント技術本部長兼BS技術本部長、グループ生産・情報統轄本部技術管理副本部長	西納 幸伸	昭和32年2月16日	昭和52年4月 当社 入社 平成17年8月 プラント生産統轄本部技術本部ボトリ ングシステム技術部長 平成20年7月 執行役員 プラント生産統轄副本部長(現) 平成21年7月 常務執行役員 平成23年4月 グループ生産・情報統轄本部開発副本 部長 平成23年7月 グループ生産・情報統轄本部技術管理 副本部長(現) 平成23年9月 取締役 平成26年7月 常務取締役(現) プラント生産統轄本部プラント技術本 部長(現) 平成28年7月 プラント生産統轄本部BS技術本部長 (現)	注7	8
取締役	プラント営業統轄副本部長兼包装機営業本部長	中澤 友伸	昭和24年4月19日	昭和48年4月 当社 入社 平成14年7月 執行役員 プラント営業統轄本部関西営業本部営 業 部長 平成16年10月 常務執行役員 平成20年12月 プラント営業統轄本部包装機営業本本 部長(現) 平成21年12月 プラント営業統轄副本部長(現) 平成23年9月 取締役(現)	注7	30
取締役	メカトロ副事業部長	土本 和憲	昭和21年11月18日	昭和40年2月 当社 入社 平成8年7月 メカトロ生産本部医療機部長 平成14年7月 執行役員 平成18年7月 常務執行役員 メカトロ事業部医療機本部長 平成23年9月 取締役(現) 平成24年7月 メカトロ副事業部長(現)	注7	8
取締役	総務副本部長兼人事部長	西田 正清	昭和26年1月26日	昭和49年4月 高千穂パロース(株)〔現在 日本ユニシ ス(株)〕 入社 昭和54年9月 当社 入社 平成12年8月 総務本部人事部長(現) 平成16年10月 執行役員 平成20年7月 常務執行役員 平成23年9月 取締役(現) 平成27年4月 総務副本部長(現)	注7	9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長兼情報・知的財産副本部長兼経営情報システム部長	永井 英次	昭和29年4月26日	昭和54年4月 当社 入社 平成17年8月 情報管理システム部長 平成20年7月 執行役員 グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長兼情報・知的財産本部経営情報システム部長(現) 平成25年7月 上席執行役員 平成25年9月 取締役(現) 平成27年4月 情報・知的財産副本部長(現)	注7	5
取締役	再生医療システム副本部長、プラント生産統轄本部製薬設備技術副本部長	太田 正人	昭和33年1月21日	昭和56年4月 当社 入社 平成20年7月 プラント生産統轄本部技術本部製薬設備技術部長 平成23年4月 執行役員 平成26年2月 再生医療システム副本部長(現) 平成28年7月 プラント生産統轄本部製薬設備技術副本部長(現) 平成28年9月 取締役(現)	注8	4
取締役	総務本部総務部長	中西 真二	昭和30年1月20日	昭和55年4月 当社 入社 平成17年8月 シブヤマシナリー(株) 管理本部経理部長 平成23年4月 当社 経理本部資金部長 平成24年5月 執行役員 総務本部総務部長(現) 平成28年9月 取締役(現)	注8	1
取締役		渡辺 英勝	昭和17年9月23日	昭和40年4月 当社 入社 昭和57年2月 経理部長 昭和60年9月 取締役 昭和61年3月 常務取締役 平成3年9月 専務取締役 平成10年9月 取締役(現) シブヤマシナリー(株)代表取締役(現) 平成20年2月 静岡シブヤ精機(株)〔現在 シブヤ精機(株)〕代表取締役(現)	注7	63
取締役		上領 英之	昭和5年12月4日	昭和26年4月 (株)東海銀行本店営業部〔現在 (株)三菱東京UFJ銀行〕 入行 昭和55年4月 同行 退行 昭和55年9月 当社 取締役(現) 昭和61年4月 広島修道大学商学部教授 平成7年3月 経営学博士 平成14年4月 広島修道大学名誉教授(現) 平成15年11月 経済学博士	注7	3
取締役		菅井 俊明	昭和12年6月12日	昭和39年11月 弁護士開業(現) 平成10年6月 シブヤマシナリー(株)社外監査役 平成19年9月 当社 取締役(現)	注7	-
常勤監査役		鈴木 由郎	昭和7年3月25日	昭和24年4月 (株)協和銀行〔現在 (株)りそな銀行〕 入行 昭和39年7月 当社 入社 昭和58年9月 取締役 昭和61年3月 常務取締役 昭和63年11月 専務取締役 平成6年9月 常勤監査役(現)	注9	39

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
常勤監査役		土肥 淳一	昭和22年5月14日	昭和49年4月 石川県庁 入庁 平成14年4月 石川県工業試験場長 平成17年4月 石川県庁 商工労働部長 平成19年6月 (一社)石川県鉄工機電協会 専務理事 平成26年9月 当社 常勤監査役(現)	注10	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役		遠藤 滋	昭和9年7月8日	昭和33年4月 三井物産(株) 入社 平成8年6月 同社 専務取締役 平成12年9月 当社 監査役(現) 平成13年5月 ハチソン・ワンボア・ジャパン(株)代表取締役(現)	注9	2
監査役		玉井 政利	昭和26年5月25日	昭和56年6月 税理士開業(現) 平成23年9月 当社 監査役(現)	注9	-
監査役		安宅 建樹	昭和25年7月13日	昭和48年4月 (株)北國銀行 入行 平成10年6月 同社 取締役 平成14年6月 同社 常務取締役 平成16年6月 同社 専務取締役 平成18年6月 同社 取締役頭取(現) 平成27年9月 当社 監査役(現)	注9	-
計						425

- (注) 1. 専務取締役 毛利克己は、取締役社長 澁谷弘利の長女の配偶者である。
 2. 常務取締役 澁谷光利は、取締役社長 澁谷弘利の長男である。
 3. 常務取締役 澁谷英利は、取締役社長 澁谷弘利の次男である。
 4. 取締役 渡辺英勝は、取締役社長 澁谷弘利の配偶者の弟である。
 5. 取締役 上領英之および菅井俊明は、社外取締役である。
 6. 常勤監査役 土肥淳一、監査役 遠藤 滋、玉井政利および安宅建樹は、社外監査役である。
 7. 平成27年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
 8. 平成28年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 9. 平成27年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 10. 平成26年9月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 11. 当社では、職務権限と責任の一層の明確化を図るため、執行役員制度を導入している。
 執行役員は、次のとおりである。

役名	氏名	職名
上席執行役員	安田 正二	グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長 メカトロ副事業部長
上席執行役員	道本 弘和	メカトロ事業部サイラス本部長兼特機営業副本部長
上席執行役員	倉 徹	メカトロ事業部精機本部長兼生産本部長
執行役員	寺西 雄二	プラント生産統轄本部プラント生産副本部長
執行役員	山内 照康	財経本部資金部長
執行役員	村中 志有	グループ生産・情報統轄本部技術管理本部情報技術システム部長
執行役員	柳瀬 隆志	プラント生産統轄本部包装機技術本部長
執行役員	雄川 啓一	財経本部付
執行役員	高本 崇弘	プラント営業統轄本部業務管理本部長
執行役員	二木 彰徳	プラント営業統轄本部B S営業本部長
執行役員	川越 真一	プラント営業統轄本部製薬設備営業本部長
執行役員	小林 大助	プラント営業統轄本部プラント海外営業本部長
執行役員	米田 健二	再生医療システム本部iMCプロジェクトプロモーター兼NICプロジェクトプロモーター兼技術部長
執行役員	宮前 和浩	財経副本部長兼財務部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめ取引先・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上での会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため必要不可欠であると考えている。このため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。
 - ・当社は、株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
 - ・当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主、取引先、従業員および地域社会等をはじめとしたさまざまなステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切な協働を行う。
 - ・当社は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努める。
 - ・当社は、社外取締役を加えた取締役会によって業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
 - ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行う。
2. 当社は、シブヤグループのすべての役員・従業員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる基本原則として、行動規準を別途定め、開示する。
3. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な当社の「企業価値の源泉」についての考え方を、別途開示する。

企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、提出日現在、監査役は5名（うち4名が社外監査役）である。監査役は取締役会や経営会議など社内の重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行について厳正な監査を行っている。

当社の取締役会は提出日現在、取締役22名（うち2名が社外取締役）で構成され、経営方針、法定事項その他重要事項について審議・決定し、また業務執行状況の監督を行っている。

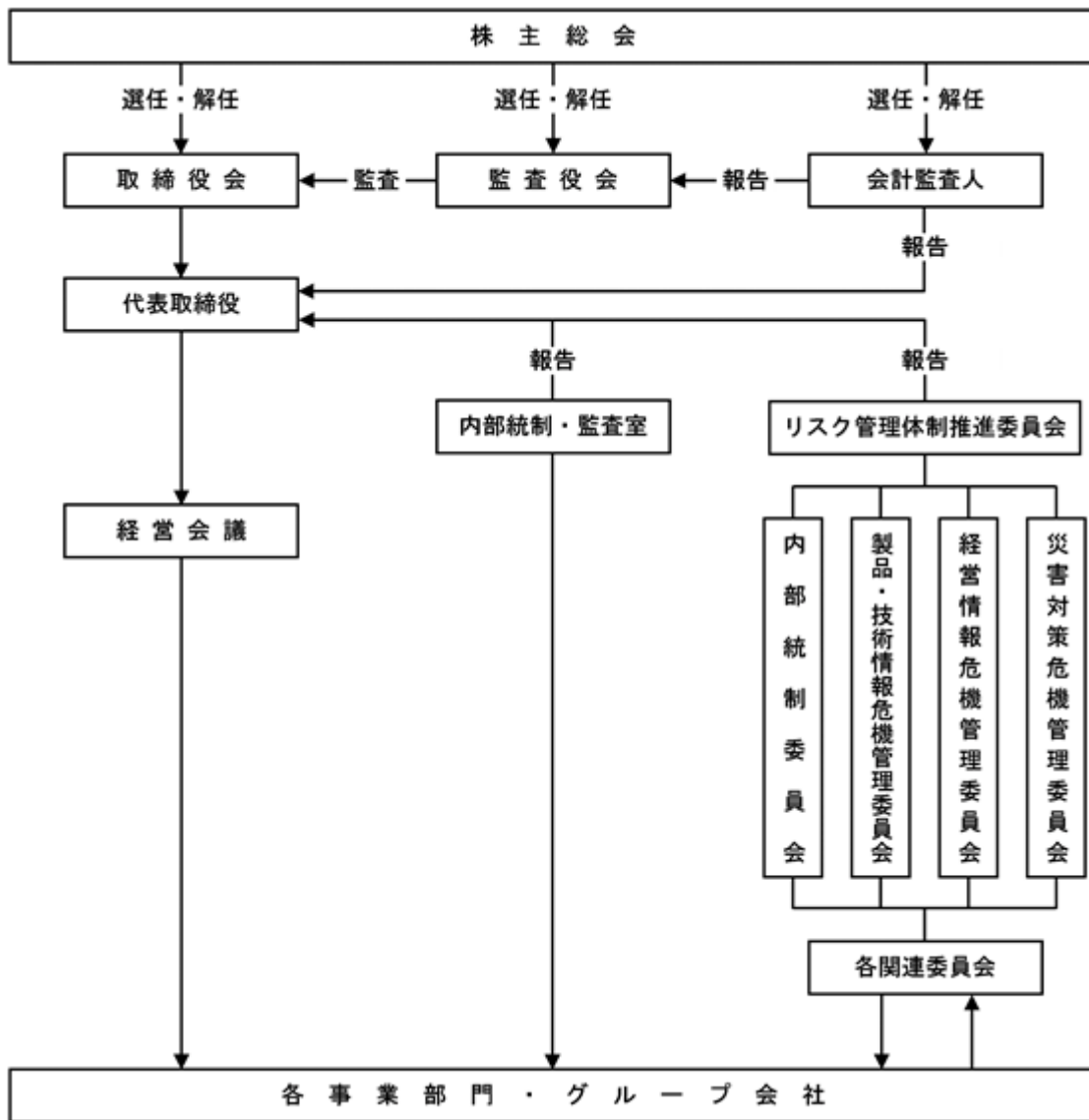
当社は職務権限の一層の明確化を図り、方針・戦略の決定と業務執行の迅速化を目的として、執行役員制度（提出日現在執行役員14名）を導入している。

当期の取締役会は9回開催し、常務取締役以上の役員で構成されている経営会議は原則月1回開催している。

(b) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、当社の企業規模、事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、経営監視機能の客観性および中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断している。

(c) 当社の企業統治の体制および内部統制システムの概要は、提出日現在以下のとおりである。



(d) 内部統制システムおよびリスク管理体制に関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、企業価値を高めるとともに企業の社会的責任を図るためにコーポレート・ガバナンスの充実、内部統制システムの整備は不可欠であり、経営の重要事項と捉えている。その実現のため代表取締役社長を委員長とするリスク管理体制推進委員会を設置している。

リスク管理体制推進委員会は内部統制委員会ならびに各種危機管理委員会を統轄し、取締役ならびに従業員が各種法令、当社定款および規程類を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めている。

コンプライアンスを推進するための体制として、総務担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を内部統制委員会の下部組織として設置し、全社各部門における法令違反の予防措置、法令違反発生時の対処方法・是正方法について定めている。また、同委員会事務局である総務本部においてコンプライアンス体制の構築および運用を行っており、社員等に対し研修、マニュアルの作成・配布等をおしてコンプライアンスの知識習得および意識の向上に努めている。

株主その他の利害関係者への情報開示体制として、社長室担当役員を委員長とする開示委員会を内部統制委員会の下部組織として設置している。同委員会は関連部門の所轄役員と連係して、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な開示を念頭に、経営の透明性を高めている。

リスク管理体制として、当社では経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険をリスクと定め、その発生に備えて、リスク管理システムを整備・構築し、未然防止、再発防止、迅速な対応に努めるものとしている。各種リスク管理を統轄するためリスク管理体制推進委員会の下部組織として製品・技術情報、経営情報、災害対策を所管する危機管理委員会をそれぞれ設置し、リスクの予防と発生時の対処にあたる体制をとっている。

各種関連委員会には法務委員会、機密情報管理委員会、債権管理委員会、自然災害対策委員会等があり、内部統制委員会および所管の危機管理委員会と連係し内部統制システムおよびリスク管理体制の充実に努めている。

(e) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、コンプライアンス体制をグループ各社を含め実施するとともに、関係会社管理規程の制定や役員等の派遣を通じグループ各社の業務運営の強化・適正化をはかっている。

(f) 内部監査および監査役監査の状況

内部監査部門として内部統制・監査室を設置し、室長以下6名の体制で各部門における業務が各種法令、当社規程類および目標経営管理（経営計画推進のための当社独自の管理手法）マニュアルに準拠して遂行されているか、また効率的に行われているかなどについて、各部門、工場、グループ会社などの監査を定期的を実施し、チェック・指導する体制をとっている。内部統制・監査室はこれらの内部監査の結果を代表取締役ならびに監査役に報告している。

監査役は、会計監査人と必要に応じ意見交換および協議を行い、業務を遂行している。

監査役は、内部監査部門の内部監査に同行するとともに必要に応じて内部監査部門のスタッフを監査役の業務の補助に当たらせている。

(g) 会計監査の状況

会計監査人については、仰星監査法人と監査契約を締結しており、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けている。

同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はない。なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりである。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
代表社員 業務執行社員	向山 典佐	仰星監査法人
業務執行社員	中山 孝一	

(注) 1. 継続関与年数は全員7年以内であるため記載を省略している。

2. 監査業務に係る補助者の構成は公認会計士7名、会計士補等4名である。

(h) 社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は4名である。社外取締役および社外監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、豊富な経験・見識に基づき、客観的な視点から意見・提言を行うことにより、経営の妥当性等を確保する役割と機能を有している。

社外取締役 上領英之氏は、金融機関での財務に関する豊富な実務経験と長年にわたる経営学および経済学に関する研究者としての豊富な識見に基づき、当社の経営全般に対して提言を行っている。同氏は当社株式3千株を所有している。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はない。

社外取締役 菅井俊明氏は、弁護士として法曹界において豊富な経験を有しており、コンプライアンスの観点から当社の経営全般に対して提言を行っている。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はない。

社外監査役 土肥淳一氏は、商工部門を担当する地方公務員ならびに業界団体の役員としての経歴があり、豊富な知識と経験を有している。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はない。

社外監査役 遠藤 滋氏は、総合商社において役員として経営に関与した経験を有している。現在ハチソン・ワンポア・ジャパン株式会社の代表取締役であり、当社株式2千株を所有している。同氏および同社と当社との間に特別な利害関係はない。

社外監査役 玉井政利氏は、税理士として財務等に関する相当程度の知見を有している。なお、同氏は当社の顧問税理士であり、同氏と当社との間には定常的な取引がある。

社外監査役 安宅建樹氏は、株式会社北國銀行の取締役頭取であり、財務等に関する豊富な知見を有している。同行と当社との間には、定常的な銀行取引があるが、同氏個人と当社とは直接の利害関係を有するものではない。

なお、社外監査役は、内部統制部門の定期的な報告会に参加しており、また、会計監査人と定期的に面談し意見交換を行っている。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めていないが、豊富な経験・見識に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任している。

() その他の当社定款規定について

当社は、取締役の定数を25名以内とする旨定款に定めている。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めている。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めている。

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めている。

当社は、株主への機動的な利益還元のため、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款に定めている。

当社は、株主総会の円滑な運営のため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することが可能となるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めている。

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役が期待される役割を十分に発揮することが可能となるよう、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めている。

役員報酬等

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	579	569	-	-	10	18
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	-	-	-	1
社外役員	24	24	-	-	-	7

(注) 退職慰労金は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額を記載している。

(b) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)				連結報酬等 の総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
澁谷 弘利	取締役	提出会社	165	-	-	-	208
	取締役	シブヤマシナリー(株)	27	-	-	-	
	取締役	シブヤ精機(株)	15	-	-	-	

(c) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていない。

株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式

銘柄数 34銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 2,081百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 (前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)北國銀行	2,164,600	971	取引先との関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	392,840	345	取引先との関係強化のため
第一三共(株)	149,973	339	取引先との関係強化のため
(株)ヘリオス	200,000	258	取引先との関係強化のため
サッポロホールディングス(株)	553,000	251	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	761,550	201	取引先との関係強化のため
宝ホールディングス(株)	142,000	136	取引先との関係強化のため
アステラス製薬(株)	51,245	89	取引先との関係強化のため
沢井製薬(株)	6,000	42	取引先との関係強化のため
協和発酵キリン(株)	21,586	34	取引先との関係強化のため
(株)山善	30,000	33	取引先との関係強化のため
小松ウオール工業(株)	12,000	29	取引先との関係強化のため
カゴメ(株)	8,942	17	取引先との関係強化のため
津田駒工業(株)	88,000	12	取引先との関係強化のため
持田製薬(株)	1,347	9	取引先との関係強化のため
ブルドックソース(株)	8,000	1	取引先との関係強化のため
コカ・コーライーストジャパン(株)	790	1	取引先との関係強化のため
アサヒグループホールディングス(株)	384	1	取引先との関係強化のため
福島印刷(株)	3,000	1	取引先との関係強化のため
三谷産業(株)	2,420	1	取引先との関係強化のため
オエノンホールディングス(株)	4,000	0	取引先との関係強化のため
ジャパン・フード&リカー・アライアンス(株)	3,000	0	取引先との関係強化のため

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)北國銀行	2,164,600	597	取引先との関係強化のため
(株)ヘリオス	200,000	443	取引先との関係強化のため
サッポロホールディングス(株)	553,000	327	取引先との関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	392,840	179	取引先との関係強化のため
宝ホールディングス(株)	142,000	133	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	761,550	112	取引先との関係強化のため
アステラス製薬(株)	51,245	81	取引先との関係強化のため
協和発酵キリン(株)	21,586	37	取引先との関係強化のため
カゴメ(株)	9,304	25	取引先との関係強化のため
(株)山善	30,000	24	取引先との関係強化のため
小松ウオール工業(株)	12,000	18	取引先との関係強化のため
持田製薬(株)	1,347	11	取引先との関係強化のため
津田駒工業(株)	88,000	8	取引先との関係強化のため
ブルドックソース(株)	8,000	1	取引先との関係強化のため
コカ・コーラーストジャパン(株)	790	1	取引先との関係強化のため
アサヒグループホールディングス(株)	384	1	取引先との関係強化のため
福島印刷(株)	3,000	1	取引先との関係強化のため
オエノンホールディングス(株)	4,000	0	取引先との関係強化のため
三谷産業(株)	2,420	0	取引先との関係強化のため
ジャパン・フード&リカー・アライアンス(株)	3,000	0	取引先との関係強化のため

(c) 保有目的が純投資目的の投資株式

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)				
	貸借対照表 計上額	貸借対照表 計上額	受取配当金	売却損益	評価損益	減損処理額
非上場株式	-	-	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	446	431	6	-	3	-

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	-	34	-
連結子会社	-	-	-	-
計	34	-	34	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はない。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はない。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めていない。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成している。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2．監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）の連結財務諸表および事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）の財務諸表について仰星監査法人により監査を受けている。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が主催するセミナー等に参加している。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,649	18,300
受取手形及び売掛金	31,449	29,898
製品	223	433
仕掛品	7,197	6,879
原材料及び貯蔵品	2,096	2,221
繰延税金資産	629	628
その他	2,190	1,890
貸倒引当金	16	72
流動資産合計	54,420	60,179
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	13,846	13,018
機械装置及び運搬具（純額）	2,030	1,815
土地	11,363	11,301
建設仮勘定	243	3,033
その他（純額）	1,061	1,043
有形固定資産合計	1, 2 28,544	1, 2 30,212
無形固定資産		
のれん	1,300	1,013
その他	211	210
無形固定資産合計	1,511	1,223
投資その他の資産		
投資有価証券	3 3,457	3 3,093
長期貸付金	13	11
退職給付に係る資産	3,313	2,359
繰延税金資産	58	172
その他	738	733
貸倒引当金	42	42
投資その他の資産合計	7,538	6,327
固定資産合計	37,594	37,763
資産合計	92,014	97,943

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,979	22,986
短期借入金	4,282	2,526
未払法人税等	558	1,127
未払費用	4,932	4,706
賞与引当金	318	327
受注損失引当金	43	83
製品保証引当金	108	105
その他	4,458	5,075
流動負債合計	34,681	36,940
固定負債		
長期借入金	7,394	8,941
退職給付に係る負債	5,667	6,394
役員退職慰労引当金	293	306
繰延税金負債	759	171
その他	234	180
固定負債合計	14,349	15,994
負債合計	49,030	52,935
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金	10,358	10,358
利益剰余金	21,732	25,532
自己株式	433	433
株主資本合計	43,049	46,849
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	449	5
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	76	43
退職給付に係る調整累計額	603	1,811
その他の包括利益累計額合計	76	1,849
非支配株主持分	11	7
純資産合計	42,983	45,008
負債純資産合計	92,014	97,943

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	80,430	83,617
売上原価	1, 2, 4 66,071	1, 2, 4 68,015
売上総利益	14,359	15,601
販売費及び一般管理費	3 9,488	3 9,543
営業利益	4,870	6,058
営業外収益		
受取利息	12	12
受取配当金	68	55
投資有価証券売却益	168	0
為替差益	79	-
固定資産賃貸料	54	24
受取補償金	15	121
持分法による投資利益	5	5
その他	169	205
営業外収益合計	573	424
営業外費用		
支払利息	157	124
手形売却損	8	13
為替差損	-	119
租税公課	95	26
損害賠償金	51	66
その他	48	27
営業外費用合計	361	378
経常利益	5,082	6,104
特別利益		
固定資産売却益	5 244	5 21
投資有価証券売却益	16	139
国庫補助金	204	17
移転補償金	103	-
厚生年金基金代行返上益	7,354	-
その他	4	-
特別利益合計	7,927	179
特別損失		
固定資産売却損	6 0	6 1
固定資産処分損	7 17	7 16
投資有価証券評価損	-	71
減損損失	385	-
その他	12	1
特別損失合計	416	90
税金等調整前当期純利益	12,593	6,192
法人税、住民税及び事業税	1,706	1,934
法人税等調整額	2,593	95
法人税等合計	4,300	1,838
当期純利益	8,293	4,353
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失()	7	0
親会社株主に帰属する当期純利益	8,286	4,354

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
当期純利益	8,293	4,353
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	426	443
繰延ヘッジ損益	8	0
為替換算調整勘定	84	120
退職給付に係る調整額	520	1,208
その他の包括利益合計	1,039	1,773
包括利益	9,332	2,580
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,323	2,581
非支配株主に係る包括利益	8	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,392	10,358	12,196	431	33,515
会計方針の変更による 累積的影響額			1,802		1,802
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,392	10,358	13,999	431	35,317
当期変動額					
剰余金の配当			553		553
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,286		8,286
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	7,732	1	7,731
当期末残高	11,392	10,358	21,732	433	43,049

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	23	7	6	1,123	1,114	7	32,408
会計方針の変更による 累積的影響額							1,802
会計方針の変更を反映した 当期首残高	23	7	6	1,123	1,114	7	34,210
当期変動額							
剰余金の配当							553
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,286
自己株式の取得							1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	426	8	82	520	1,037	4	1,041
当期変動額合計	426	8	82	520	1,037	4	8,773
当期末残高	449	0	76	603	76	11	42,983

当連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,392	10,358	21,732	433	43,049
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,392	10,358	21,732	433	43,049
当期変動額					
剰余金の配当			553		553
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,354		4,354
自己株式の取得				0	0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	3,800	0	3,800
当期末残高	11,392	10,358	25,532	433	46,849

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	449	0	76	603	76	11	42,983
会計方針の変更による 累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	449	0	76	603	76	11	42,983
当期変動額							
剰余金の配当							553
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,354
自己株式の取得							0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	443	0	119	1,208	1,772	3	1,775
当期変動額合計	443	0	119	1,208	1,772	3	2,024
当期末残高	5	-	43	1,811	1,849	7	45,008

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,593	6,192
減価償却費	2,221	1,993
減損損失	385	-
のれん償却額	290	287
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	4,115	50
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	3,036	105
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	28	13
貸倒引当金の増減額（は減少）	4	57
賞与引当金の増減額（は減少）	22	9
受注損失引当金の増減額（は減少）	13	40
受取利息及び受取配当金	80	68
支払利息	157	124
持分法による投資損益（は益）	5	5
投資有価証券売却損益（は益）	184	139
投資有価証券評価損益（は益）	-	71
固定資産処分損益（は益）	11	12
補助金収入	204	10
売上債権の増減額（は増加）	1,156	1,468
前受金の増減額（は減少）	468	121
たな卸資産の増減額（は増加）	939	28
仕入債務の増減額（は減少）	600	3,068
未払又は未収消費税等の増減額	244	262
その他	609	537
小計	6,618	13,818
利息及び配当金の受取額	78	69
利息の支払額	156	117
法人税等の支払額	2,611	1,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,929	12,382
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	246	236
定期預金の払戻による収入	242	246
投資有価証券の取得による支出	587	744
投資有価証券の売却による収入	1,553	541
有形固定資産の取得による支出	4,399	3,755
有形固定資産の売却による収入	626	230
無形固定資産の取得による支出	87	61
子会社株式の取得による支出	9	-
貸付けによる支出	594	573
貸付金の回収による収入	522	594
補助金の受取額	204	10
その他	17	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,791	3,768

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	7,147	5,532
短期借入金の返済による支出	8,226	7,313
長期借入れによる収入	-	4,000
長期借入金の返済による支出	2,373	2,405
自己株式の増減額（ は増加）	1	0
配当金の支払額	552	552
その他	10	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,017	758
現金及び現金同等物に係る換算差額	154	194
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,725	7,661
現金及び現金同等物の期首残高	13,178	10,452
現金及び現金同等物の期末残高	10,452	18,113

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略した。

なお、当連結会計年度において、連結子会社の㈱エクセルカイジョーおよび超音波サービス㈱は㈱カイジョーが吸収合併したことにより消滅し、また、連結子会社の㈱メカトロジャパンは清算終了により消滅したため、それぞれ連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

会社名 ホップマンプロパティズゼネラルパートナーシップ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりである。

会社名	決算日
上海希歩洋工業科技有限公司	12月31日
上海楷捷半導体科技有限公司	12月31日

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

原材料、貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、平成10年4月以降に取得した建物、平成28年4月以降に取得した建物附属設備および構築物、在外連結子会社については、定額法によっている。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用している。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることが可能な受注案件について、その損失見込額を計上している。

製品保証引当金

販売済製品に対する無償補修費用の支出に備えるため、過去の補修実績率等に基づく将来発生見込額を計上している。

役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。なお、一部の連結子会社においては、役員退職金の内規を定めていないため計上していない。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産および負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めている。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約および通貨オプションのうち、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

ヘッジ手段およびヘッジ対象

外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクをヘッジするために為替予約または通貨オプションを利用している。

ヘッジ方針

実需に基づき、外貨額と受渡時期が確実になった場合に限定し、その為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としている。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却によっている。ただし、重要性のないものについては発生年度に全額償却している。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としている。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っている。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微である。また、当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微である。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微である。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微である。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針および監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件および繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものである。

(2) 適用予定日

平成29年6月期の期首から適用を予定している。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更した。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた184百万円は、「受取補償金」15百万円、「その他」169百万円として組み替えている。

(連結貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
有形固定資産	31,494百万円	32,778百万円

2.有形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
有形固定資産	384百万円	383百万円

3.関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
投資有価証券	35百万円	28百万円

4.受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
受取手形割引高	267百万円	-

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれている。

前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
77百万円	80百万円

2. 売上原価に含まれている工事契約に係る受注損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
2百万円	12百万円

3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
荷造運搬費	997百万円	945百万円
旅費及び交通費	753	725
役員報酬	1,047	1,085
給料	2,561	2,563
貸倒引当金繰入額	0	68
賞与引当金繰入額	67	60
退職給付費用	242	112
役員退職慰労引当金繰入額	36	13

4. 当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1,876百万円	1,414百万円

5. 固定資産売却益の資産別内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
建物及び構築物	1百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	19	1
土地	222	19
その他	1	-
計	244	21

6. 固定資産売却損の資産別内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円

7. 固定資産処分損の資産別内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
建物及び構築物	10百万円	6百万円
機械装置及び運搬具	0	5
その他	7	3
計	17	16

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	792百万円	500百万円
組替調整額	184	128
税効果調整前	607	629
税効果額	181	185
その他有価証券評価差額金	426	443
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	12	0
税効果額	4	0
繰延ヘッジ損益	8	0
為替換算調整勘定：		
当期発生額	84	120
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	419	1,723
組替調整額	426	96
税効果調整前	845	1,627
税効果額	325	419
退職給付に係る調整額	520	1,208
その他の包括利益合計	1,039	1,773

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年7月1日至平成27年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式 普通株式(株)	28,149,877	-	-	28,149,877
自己株式 普通株式(株)	479,928	463	-	480,391

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加463株は、単元未満株式の買取りによるものである。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月24日 定時株主総会	普通株式	276	10	平成26年6月30日	平成26年9月25日
平成27年2月6日 取締役会	普通株式	276	10	平成26年12月31日	平成27年3月17日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	276	10	平成27年6月30日	平成27年9月28日

当連結会計年度(自平成27年7月1日至平成28年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式 普通株式(株)	28,149,877	-	-	28,149,877
自己株式 普通株式(株)	480,391	428	-	480,819

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加428株は、単元未満株式の買取りによるものである。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	276	10	平成27年6月30日	平成27年9月28日
平成28年2月12日 取締役会	普通株式	276	10	平成27年12月31日	平成28年3月18日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	276	10	平成28年6月30日	平成28年9月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金勘定	10,649百万円	18,300百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	196	186
現金及び現金同等物	10,452	18,113

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略している。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
1年内	46	42
1年超	158	118
合計	205	160

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行上必要な運転資金および設備資金について、主に銀行等の金融機関からの借入により調達しており、一時的な余資については主に流動性の高い金融資産で運用している。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されている。

投資有価証券は、主に当社グループと業務上の関係を有する企業の株式および余裕資金の運用株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であり、外貨建債務は為替の変動リスクに晒されている。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年である。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されている。

デリバティブ取引は、主に外貨建債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針等については、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行などに係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的に調査し、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い国内の銀行に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識している。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債権・債務については、為替の変動リスクに対し、必要に応じて先物為替予約および通貨オプションを利用している。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引の執行・管理については、実需に基づき、外貨額と受渡時期が確定した場合に限り各所管部門の依頼により、社内規定に基づく決裁を受けた後経本部が執行し、その結果を所管部門に報告することにより相互に確認を行っている。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき資金部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めていない（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	10,649	10,649	-
(2) 受取手形及び売掛金	31,449	31,449	-
(3) 投資有価証券	3,271	3,271	-
資産計	45,370	45,370	-
(4) 支払手形及び買掛金	19,979	19,979	-
(5) 短期借入金	4,282	4,282	-
(6) 長期借入金	7,394	7,420	26
負債計	31,656	31,682	26
デリバティブ取引()	0	0	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には()で示している。

当連結会計年度（平成28年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	18,300	18,300	-
(2) 受取手形及び売掛金	29,898	29,898	-
(3) 投資有価証券	2,973	2,973	-
資産計	51,172	51,172	-
(4) 支払手形及び買掛金	22,986	22,986	-
(5) 短期借入金	2,526	2,526	-
(6) 長期借入金	8,941	9,070	129
負債計	34,454	34,583	129

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっている。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっている。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
非上場株式	185	119

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,649	-	-	-
受取手形及び売掛金	31,449	-	-	-
合計	42,098	-	-	-

当連結会計年度(平成28年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,300	-	-	-
受取手形及び売掛金	29,898	-	-	-
合計	48,199	-	-	-

4. 短期借入金、社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,943	-	-	-	-	-
長期借入金	2,338	2,171	1,924	1,456	1,124	717
合計	4,282	2,171	1,924	1,456	1,124	717

当連結会計年度（平成28年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	140	-	-	-	-	-
長期借入金	2,386	2,494	2,026	1,694	1,080	1,644
合計	2,526	2,494	2,026	1,694	1,080	1,644

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年6月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,941	2,282	658
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,941	2,282	658
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	330	356	26
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	330	356	26
合計		3,271	2,639	632

当連結会計年度（平成28年6月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,445	808	637
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,445	808	637
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,010	1,518	507
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	517	643	126
	小計	1,528	2,161	633
合計		2,973	2,970	3

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	630	92	0
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	926	92	-
合計	1,556	185	0

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	441	139	-
(2) 債券	100	0	-
(3) その他	-	-	-
合計	541	139	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はない。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしている。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

当連結会計年度において、その他有価証券について71百万円(時価のある株式11百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式59百万円)の減損処理を実施している。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしている。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略している。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けている。

一部の国内連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算している。

一部の国内連結子会社は、確定拠出型の制度である中小企業退職金共済制度を設けている。

一部の国内連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に処理している。

なお、一部の国内連結子会社が加入する全国電子情報技術産業厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けている。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
退職給付債務の期首残高	25,975百万円	16,603百万円
会計方針の変更による累積的影響額	2,711	-
会計方針の変更を反映した期首残高	23,264	16,603
勤務費用	699	729
利息費用	283	78
数理計算上の差異の発生額	527	1,275
退職給付の支払額	643	450
厚生年金基金の代行返上に伴う減少額	7,573	-
過去勤務費用の発生額	45	-
退職給付債務の期末残高	16,603	18,236

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
年金資産の期首残高	13,404百万円	14,758百万円
期待運用収益	236	270
数理計算上の差異の発生額	992	448
事業主からの拠出額	490	371
退職給付の支払額	365	244
年金資産の期末残高	14,758	14,707

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	491百万円	508百万円
退職給付費用	81	51
退職給付の支払額	50	34
制度への拠出額	14	19
退職給付に係る負債の期末残高	508	505

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
積立型制度の退職給付債務	16,732百万円	18,304百万円
年金資産	15,035	14,978
	1,697	3,325
非積立型制度の退職給付債務	656	709
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,353	4,034
退職給付に係る負債	5,667	6,394
退職給付に係る資産	3,313	2,359
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,353	4,034

(注) 簡便法を適用した制度を含む。

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
勤務費用	699百万円	729百万円
利息費用	283	78
期待運用収益	236	270
数理計算上の差異の費用処理額	281	92
過去勤務費用の費用処理額	74	3
簡便法で計算した退職給付費用	81	51
確定給付制度に係る退職給付費用	1,035	684
厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益(注)	7,354	-

(注) 特別利益に計上している。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
過去勤務費用	1,101百万円	3百万円
数理計算上の差異	1,947	1,631
合計	845	1,627

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
未認識過去勤務費用	45百万円	41百万円
未認識数理計算上の差異	876	2,507
合計	921	2,548

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
国内債券	19%	14%
国内株式	12	7
外国債券	7	6
外国株式	10	10
代行返上に伴う責任準備金相当額の前納分	38	38
その他	14	25
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮している。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
割引率	0.5～0.8%	0.0～0.5%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%

予想昇給率は、主として平成26年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用している。

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度4百万円、当連結会計年度2百万円である。

4. 複数事業主制度

前連結会計年度（自平成26年7月31日 至平成27年6月30日）

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、51百万円である。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成26年3月31日現在）

	全国電子情報技術産業 厚生年金基金	長野県機械工業厚生年 金基金	石川県機械工業厚生年 金基金
年金資産の額	231,950百万円	21,045百万円	28,724百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	255,868	22,070	28,347
差引額	23,917	1,025	377

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（平成27年6月30日現在）

全国電子情報技術産業厚生年金基金	0.36%
長野県機械工業厚生年金基金	0.93%
石川県機械工業厚生年金基金	0.63%

(3) 補足説明

全国電子情報技術産業厚生年金基金	長野県機械工業厚生年金基金	石川県機械工業厚生年金基金
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,536百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却である。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,168百万円および剰余金1,143百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却である。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,669百万円および剰余金3,046百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間14年の元利均等償却である。

当連結会計年度（自 平成27年7月31日 至 平成28年6月30日）

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、38百万円である。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成27年3月31日現在）

	全国電子情報技術産業厚生年金基金	長野県機械工業厚生年金基金	石川県機械工業厚生年金基金
年金資産の額	261,938百万円	23,778百万円	31,845百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	295,512	24,968	30,859
差引額	33,573	1,189	986

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（平成28年6月30日現在）

全国電子情報技術産業厚生年金基金	0.37%
長野県機械工業厚生年金基金	1.02%
石川県機械工業厚生年金基金	0.64%

(3) 補足説明

全国電子情報技術産業厚生年金基金	長野県機械工業厚生年金基金	石川県機械工業厚生年金基金
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高30,399百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却である。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,556百万円および剰余金1,366百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却である。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,513百万円および剰余金3,499百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間14年の元利均等償却である。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	362百万円	315百万円
投資有価証券評価損	23	43
減損損失	178	142
施設利用権評価損	38	36
未払費用	164	158
未払事業税	59	87
賞与引当金	104	101
受注損失引当金	14	25
退職給付に係る負債	1,826	1,927
役員退職慰労引当金	94	93
資産除去債務	38	28
連結子会社の時価評価差額	310	292
その他有価証券評価差額金	-	2
繰越欠損金	1,947	1,545
その他	173	151
繰延税金資産小計	5,336	4,952
評価性引当額	3,084	2,640
繰延税金資産合計	2,252	2,311
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	1,064	719
固定資産圧縮積立金	785	729
特別償却準備金	23	17
その他有価証券評価差額金	181	-
連結子会社の時価評価差額	175	172
その他	93	44
繰延税金負債合計	2,324	1,683
繰延税金資産(は負債)の純額	72	628

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略している。	法定実効税率 (調整)	32.8%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1
	住民税均等割	0.5
	試験研究費等の税額控除	0.4
	のれん償却額	1.4
	評価性引当額の増減	13.9
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	19.4
	その他	0.4
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.0%から平成29年6月期および平成30年6月期に解消が見込まれる一時差異については30.7%、平成31年6月期以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%にそれぞれ変更されている。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）は32百万円増加し、法人税等調整額は6百万円、その他有価証券評価差額金は0百万円、退職給付に係る調整累計額は38百万円それぞれ減少している。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業

名 称 株式会社カイジョー（当社の連結子会社）

事業の内容 メカトロシステム製品の製造販売

被結合企業

名 称 株式会社エクセルカイジョーおよび超音波サービス株式会社（両社とも株式会社カイジョーの完全子会社）

事業の内容 メカトロシステム製品の製造および販売

（2）企業結合日

平成27年7月1日

（3）企業結合の法的形式

株式会社カイジョーを存続会社とし、株式会社エクセルカイジョーおよび超音波サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

（4）結合後企業の名称

株式会社カイジョー

（5）その他取引の概要に関する事項

両社の経営資源を株式会社カイジョーに集約し、経営効率を高めることを目的としている。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略している。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、製品の販売、生産体制やサービスの類似性を基準とした事業部門を設置しており、各事業部門は包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社グループは事業部門を基礎としたセグメントから構成されており、「パッケージングプラント事業」、「メカトロシステム事業」および「農業用設備事業」の3つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりである。

セグメントの名称	主要製品
パッケージングプラント事業	洗浄機、殺菌機、充填機、キャッピング機、ラベル貼機、函入函出積荷機、コンベア、製函機、函詰封かん機、再生医療システムなど
メカトロシステム事業	レーザ加工機やレーザマーキングシステムなどのレーザ応用システム、ハンダボールマウンタやワイヤボンダなどの半導体製造システム、レーザ手術および治療装置や人工透析システムなどの医療機器、超音波発生装置などの超音波応用機器、油圧プレス機など
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高および振替高は市場実勢価格等に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ システム 事業	農業用設 備事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	50,728	22,189	7,289	80,208	222	80,430	-	80,430
セグメント間の内部 売上高又は振替高	445	391	740	1,577	241	1,818	1,818	-
計	51,174	22,581	8,030	81,785	463	82,249	1,818	80,430
セグメント利益又は 損失()	7,019	637	448	6,829	42	6,787	1,916	4,870
セグメント資産	49,371	21,481	7,156	78,009	486	78,496	13,518	92,014
その他の項目								
減価償却費	1,390	574	169	2,134	22	2,156	63	2,219
のれんの償却額	137	132	20	290	-	290	-	290
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,864	343	131	2,339	-	2,339	34	2,374

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. 調整額の内容は、以下のとおりである。

- (1)セグメント利益又は損失()の調整額 1,916百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,908百万円および棚卸資産等の調整額 8百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
- (2)セグメント資産の調整額13,518百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産13,541百万円および棚卸資産等の調整額 23百万円が含まれている。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金、投資有価証券)および管理部門に係る資産である。
- (3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費である。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の増加額である。

3.セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損益と調整を行っている。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ システム 事業	農業用設 備事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	48,514	23,611	10,833	82,960	657	83,617	-	83,617
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,592	343	907	2,842	229	3,072	3,072	-
計	50,107	23,954	11,741	85,803	887	86,690	3,072	83,617
セグメント利益	6,829	768	546	8,144	11	8,155	2,097	6,058
セグメント資産	47,710	21,153	8,202	77,066	563	77,630	20,312	97,943
その他の項目								
減価償却費	1,328	448	155	1,933	1	1,934	56	1,991
のれんの償却額	137	128	20	287	-	287	-	287
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	3,294	469	87	3,851	0	3,851	80	3,932

(注)1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2.調整額の内容は、以下のとおりである。

(1)セグメント利益の調整額 2,097百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,095百万円および棚卸資産等の調整額 1百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

(2)セグメント資産の調整額20,312百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産20,336百万円および棚卸資産等の調整額 23百万円が含まれている。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金、投資有価証券)および管理部門に係る資産である。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費である。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の増加額である。

3.セグメント利益は、連結財務諸表の営業損益と調整を行っている。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
57,041	18,025	2,682	2,680	80,430

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を超える特定の外部顧客がないため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
64,010	14,571	2,283	2,752	83,617

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
ニプロ株式会社	9,276	メカトロシステム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(単位：百万円)

	パッケージング プラント事業	メカトロ システム事業	農業用設備事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	150	9	-	-	225	385

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない賃貸資産等に係る減損損失である。

当連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はない。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	パッケージング プラント事業	メカトロ システム事業	農業用設備事業	その他	全社・消去	合計
当期末残高	402	840	57	-	-	1,300

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：百万円）

	パッケージング プラント事業	メカトロ システム事業	農業用設備事業	その他	全社・消去	合計
当期末残高	264	712	36	-	-	1,013

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

負ののれん発生益の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はない。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略している。

当連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	安宅 建樹	-	-	当社 監査役 ㈱北國銀行 取締役頭取	-	資金の借入	資金の借入(注)	2,100	短期借入金	1,075
							資金の返済	927	長期借入金	3,668
							利息の支払(注)	37	前払費用	0
									未払費用	2

取引条件およびその決定方針等

(注) 監査役 安宅建樹が代表権を有する第三者（㈱北國銀行）との取引であり、資金の借入および利息の支払については、市場金利を勘案して利率を決定している。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	安宅 建樹	-	-	当社 監査役 ㈱北國銀行 取締役頭取	-	資金の借入	資金の借入(注)	3,080	短期借入金	502
							資金の返済	4,642	長期借入金	1,881
							利息の支払(注)	36	前払費用	3

取引条件およびその決定方針等

(注) 監査役 安宅建樹が代表権を有する第三者（㈱北國銀行）との取引であり、資金の借入および利息の支払については、市場金利を勘案して利率を決定している。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額 1,553円06銭	1株当たり純資産額 1,626円38銭
1株当たり当期純利益 299円46銭	1株当たり当期純利益 157円37銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
純資産の部の合計額	42,983百万円	45,008百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち非支配株主持分)	11百万円 (11百万円)	7百万円 (7百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	42,972百万円	45,000百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	27,669千株	27,669千株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益	8,286百万円	4,354百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,286百万円	4,354百万円
普通株式の期中平均株式数	27,669千株	27,669千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権 (第三回信託型ライツ・プラン) 50,000千株	新株予約権 (第三回信託型ライツ・プラン) 50,000千株

(重要な後発事象)

(信託型ライツプラン更新のための新株予約権の発行)

当社は、平成28年8月29日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン(信託型ライツ・プラン)を更新(再導入)することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第四回信託型ライツ・プラン新株予約権50,000,000個を平成28年9月30日付で無償で発行し、その全てを三井住友信託銀行株式会社に割り当てることを、同年9月28日開催の第68回定時株主総会において承認可決した。

なお、本件についての詳細は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題 (2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要 (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載のとおりである。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はない。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,943	140	0.78	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,338	2,386	1.05	-
1年以内に返済予定のリース債務	15	15	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	7,394	8,941	0.89	平成29年7月～ 平成36年4月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	37	21	-	平成29年7月～ 平成30年11月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	11,729	11,504	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末の残高および利率を用いた加重平均利率を記載している。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

3. 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は、次のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,494	2,026	1,694	1,080
リース債務	15	6	-	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	13,632	34,628	58,255	83,617
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	289	1,677	5,111	6,192
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	126	1,049	3,398	4,354
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	4.57	37.94	122.82	157.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.57	33.37	84.88	34.55

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,558	13,457
受取手形	4,608	5,617
売掛金	1 20,067	1 15,943
製品	187	415
仕掛品	4,066	4,353
原材料及び貯蔵品	1,457	1,660
前払費用	253	226
繰延税金資産	471	355
短期貸付金	1 4,094	1 5,041
その他	1 919	1 617
貸倒引当金	536	503
流動資産合計	42,149	47,184
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,836	8,341
構築物	210	175
機械及び装置	1,466	1,199
車両運搬具	4	2
工具、器具及び備品	655	658
土地	6,975	7,032
リース資産	49	35
建設仮勘定	68	683
有形固定資産合計	3 18,267	3 18,128
無形固定資産		
ソフトウェア	57	67
その他	109	111
無形固定資産合計	166	179
投資その他の資産		
投資有価証券	3,362	3,030
関係会社株式	6,863	6,858
関係会社出資金	79	79
長期貸付金	6	1 1,956
前払年金費用	3,482	3,542
その他	1 642	653
貸倒引当金	38	37
投資その他の資産合計	14,399	16,082
固定資産合計	32,833	34,390
資産合計	74,983	81,575

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	242	400
買掛金	1 16,769	1 18,002
短期借入金	1,673	1,708
リース債務	15	15
未払金	1 67	1 346
未払費用	1 3,130	1 2,829
未払法人税等	187	764
前受金	2,391	1,843
預り金	1 213	1 300
賞与引当金	191	186
受注損失引当金	13	49
その他	494	678
流動負債合計	25,389	27,126
固定負債		
長期借入金	4,017	6,308
リース債務	36	21
繰延税金負債	803	540
資産除去債務	47	47
退職給付引当金	3,459	3,596
役員退職慰労引当金	236	247
債務保証損失引当金	128	-
固定負債合計	8,728	10,761
負債合計	34,118	37,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金		
資本準備金	9,842	9,842
その他資本剰余金	515	515
資本剰余金合計	10,358	10,358
利益剰余金		
利益準備金	662	662
その他利益剰余金		
配当準備積立金	1,600	1,600
固定資産圧縮積立金	1,242	1,227
特別償却準備金	49	39
別途積立金	2,500	2,500
繰越利益剰余金	13,055	16,333
利益剰余金合計	19,109	22,362
自己株式	433	433
株主資本合計	40,426	43,679
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	437	8
繰延ヘッジ損益	0	-
評価・換算差額等合計	437	8
純資産合計	40,864	43,687
負債純資産合計	74,983	81,575

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	1 55,423	1 54,899
売上原価	1 47,828	1 45,764
売上総利益	7,595	9,134
販売費及び一般管理費	1, 2 4,992	1, 2 5,108
営業利益	2,602	4,026
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 1,005	1 906
投資有価証券売却益	165	0
受取補償金	15	121
その他	1 190	1 241
営業外収益合計	1,377	1,269
営業外費用		
支払利息	1 77	1 71
為替差損	-	110
債務保証損失引当金繰入額	114	-
関係会社貸倒引当金繰入額	109	46
その他	182	52
営業外費用合計	483	281
経常利益	3,496	5,015
特別利益		
固定資産売却益	3 222	-
投資有価証券売却益	-	138
国庫補助金	126	-
厚生年金基金代行返上益	6,428	-
特別利益合計	6,777	138
特別損失		
固定資産売却損	4 0	-
減損損失	225	-
投資有価証券評価損	-	71
その他	17	6
特別損失合計	243	78
税引前当期純利益	10,030	5,076
法人税、住民税及び事業税	986	1,233
法人税等調整額	2,227	35
法人税等合計	3,214	1,269
当期純利益	6,816	3,806

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,392	9,842	515	10,358	662	1,600	1,141	56	2,500	5,521	11,481
会計方針の変更による累積的影響額										1,364	1,364
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,392	9,842	515	10,358	662	1,600	1,141	56	2,500	6,885	12,846
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立							146			146	-
固定資産圧縮積立金の取崩							45			45	-
特別償却準備金の積立								3		3	-
特別償却準備金の取崩								10		10	-
剰余金の配当										553	553
当期純利益										6,816	6,816
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	100	7	-	6,169	6,263
当期末残高	11,392	9,842	515	10,358	662	1,600	1,242	49	2,500	13,055	19,109

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	431	32,800	12	7	4	32,804
会計方針の変更による累積的影響額		1,364				1,364
会計方針の変更を反映した当期首残高	431	34,164	12	7	4	34,169
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
特別償却準備金の積立		-				-
特別償却準備金の取崩		-				-
剰余金の配当		553				553
当期純利益		6,816				6,816
自己株式の取得	1	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			425	8	433	433
当期変動額合計	1	6,262	425	8	433	6,695
当期末残高	433	40,426	437	0	437	40,864

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,392	9,842	515	10,358	662	1,600	1,242	49	2,500	13,055	19,109
会計方針の変更による累積的影響額											
会計方針の変更を反映した当期首残高											
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩							15			15	-
特別償却準備金の取崩								10		10	-
剰余金の配当										553	553
当期純利益										3,806	3,806
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	15	10	-	3,278	3,253
当期末残高	11,392	9,842	515	10,358	662	1,600	1,227	39	2,500	16,333	22,362

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	433	40,426	437	0	437	40,864
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高						
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
特別償却準備金の取崩		-				-
剰余金の配当		553				553
当期純利益		3,806				3,806
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			428	0	429	429
当期変動額合計	0	3,252	428	0	429	2,822
当期末残高	433	43,679	8	-	8	43,687

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

原材料、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、平成10年4月以降に取得した建物、平成28年4月以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっており、また取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることが可能な受注案件について、その損失見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理している。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨オプションについては振当処理によっている。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としている。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)および事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はない。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

これによる当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微である。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「長期貸付金」は、金額の重要性が増したため、区分掲記することに変更した。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた649百万円は、「長期貸付金」6百万円、「その他」642百万円として組み替えている。

（損益計算書）

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取補償金」は、金額の重要性が増したため、区分掲記することに変更した。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた206百万円は、「受取補償金」15百万円、「その他」190百万円として組み替えている。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
短期金銭債権	5,081百万円	4,897百万円
長期金銭債権	1	1,950
短期金銭債務	6,160	5,561

2. 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っている。

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
銀行借入等に対する保証債務		
シブヤ精機(株)	482百万円	- 百万円
(株)根上シブヤ	544	425
(株)沖縄先端加工センター(注)	121	-
売掛債権一括信託に係る債務に対する保証債務		
シブヤ精機(株)	370	680
計	1,519	1,105

(注) 債務保証損失引当金の額を控除している。

3. 有形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
有形固定資産	384百万円	383百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれている。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	2,040百万円	1,215百万円
仕入高	11,058	9,173
その他の営業取引高	447	425
営業取引以外の取引による取引高	1,016	929

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26%、当事業年度23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74%、当事業年度77%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
給料	1,189百万円	1,228百万円
役員報酬	543	599
荷造運搬費	660	564
減価償却費	70	67
貸倒引当金繰入額	-	68
退職給付引当金繰入額	178	55
役員退職慰労引当金繰入額	33	10
賞与引当金繰入額	36	35

3. 固定資産売却益の資産別内訳

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
建物	1百万円	-
機械及び装置	0	-
車輛運搬具	0	-
工具、器具及び備品	1	-
土地	219	-
計	222	-

4. 固定資産売却損の資産別内訳

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
機械及び装置	0百万円	-

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は6,858百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は6,863百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	275百万円	146百万円
投資有価証券評価損	21	41
関係会社株式評価損	527	482
未払費用	90	65
賞与引当金	62	57
貸倒引当金	171	153
退職給付引当金	1,110	1,096
役員退職慰労引当金	75	75
その他	194	159
繰延税金資産小計	2,529	2,277
評価性引当額	889	802
繰延税金資産合計	1,640	1,475
繰延税金負債		
前払年金費用	1,118	1,079
その他有価証券評価差額	180	-
固定資産圧縮積立金	586	537
特別償却準備金	23	17
その他	63	25
繰延税金負債合計	1,972	1,660
繰延税金資産(は負債)の純額	331	185

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率	35.4%	法定実効税率 32.8%
(調整)		(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.0
住民税均等割	0.1	住民税均等割 0.1
試験研究費等の税額控除	0.7	試験研究費等の税額控除 0.3
生産性向上設備等を取得した場合の税額控除	0.2	合併による繰越欠損金の引継ぎ 2.6
評価性引当額の増減	0.7	評価性引当額の増減 0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.0
その他	0.0	その他 0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.0

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.0%から平成29年6月期および平成30年6月期に解消が見込まれる一時差異については30.7%、平成31年6月期以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%にそれぞれ変更されている。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）は12百万円減少し、法人税等調整額が12百万円減少し、その他有価証券評価差額金が0百万円減少している。

（企業結合等関係）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略している。

（重要な後発事象）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略している。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	8,836	31	0	527	8,341	11,299
	構築物	210	4	-	39	175	782
	機械及び装置	1,466	-	0	266	1,199	4,313
	車両運搬具	4	-	-	2	2	51
	工具、器具及び備品	655	428	28	397	658	4,608
	土地	6,975	57	-	-	7,032	-
	リース資産	49	-	-	14	35	37
	建設仮勘定	68	669	54	-	683	-
	計	18,267	1,191	82	1,248	18,128	21,092
無形固定資産	ソフトウェア	57	35	-	24	67	-
	その他	109	35	-	33	111	-
	計	166	70	-	58	179	-

（注）「建設仮勘定」の「当期増加額」のうち、525百万円は新営業棟の新設によるものである。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	574	243	277	541
賞与引当金	191	186	191	186
受注損失引当金	13	49	13	49
役員退職慰労引当金	236	10	-	247
債務保証損失引当金	128	-	128	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項はない。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.shibuya.co.jp/outline/koukoku/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第67期)(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)平成27年9月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第67期)(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)平成27年9月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第68期第1四半期)(自平成27年7月1日 至平成27年9月30日)平成27年11月12日関東財務局長に提出

(第68期第2四半期)(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)平成28年2月15日関東財務局長に提出

(第68期第3四半期)(自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)平成28年5月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年9月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年9月28日

澁谷工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 向山 典佐
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中山 孝一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、澁谷工業株式会社の平成28年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、澁谷工業株式会社が平成28年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月28日

澁谷工業株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 向山 典佐
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中山 孝一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁谷工業株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。